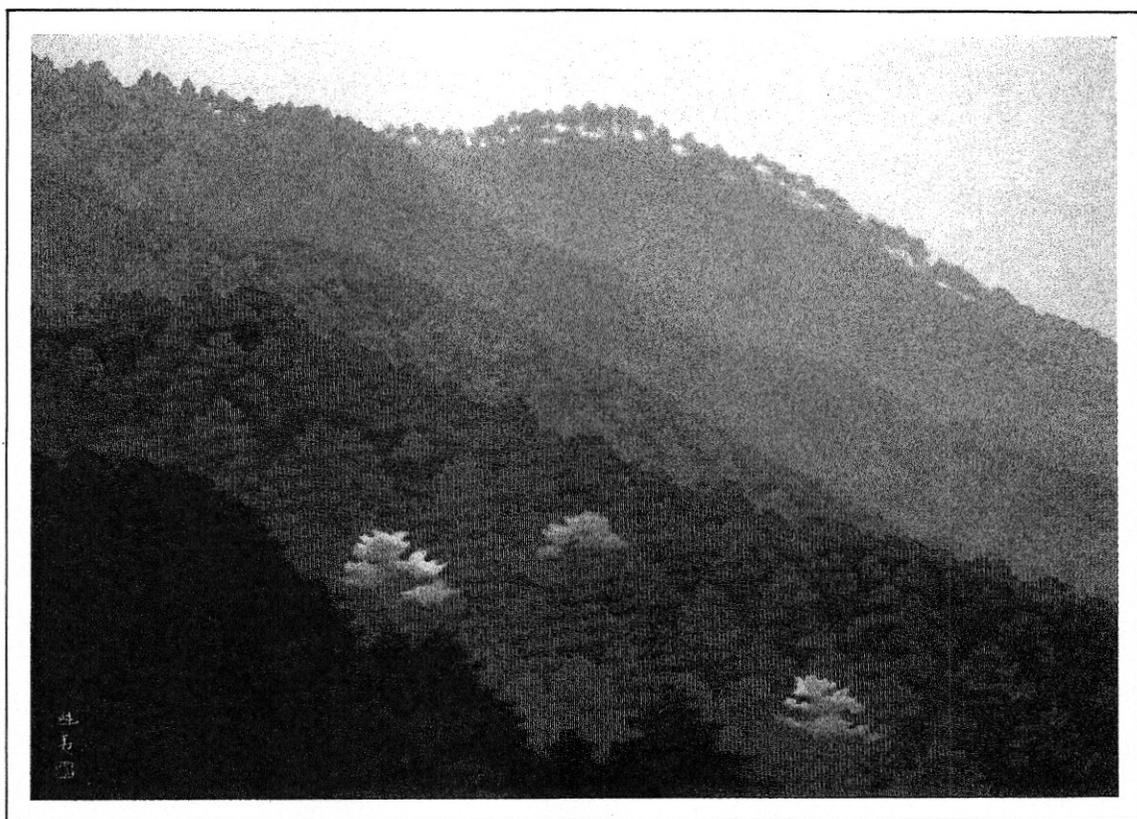
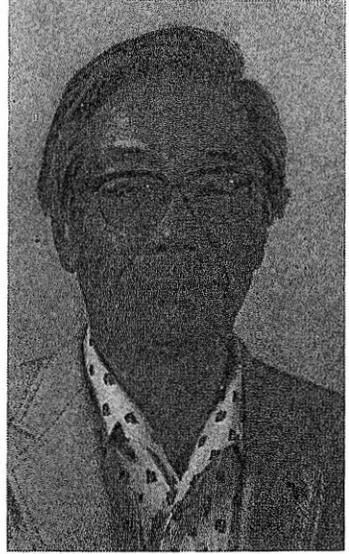


国民と森林

1989年・夏季
第 29 号



国民森林会議



——八木下さんが巨樹にひかれるようになったのは。

八木下 一九六〇（昭和三三）年に秋田宮林局から林野庁にきて始めたのが、鎮守の森を追うことでした。ところが、鎮守の森の資料はないんですね。そうしている内に大日本山林会から『日本老樹名木天然記念樹』という本が出され、巨樹をやる端緒になりました。仕事が林野庁という森林や林業の関係から、仕事の上での植物生態写真などをとったりしましたが、生まれたところがお寺で、巨樹に囲まれて育ったせいもあるでしょうね。

いまは、巨樹は林としては残されていません。福島県に「杉沢の大スギ」という巨樹があります。地名から言っても昔は杉林だったと思います。いまは巨樹の一本だけ。よくみるとこれは幹は何本にも分かれ、枝も太い暴れ木なんです。当時は使い道がなくて残ったものでしょう。昔の人は暴れ木に偉大な生命力を感じ神木として崇めたのでしょ

残っていない巨樹林

写真家 八木下弘さんに聞く山の変容

いま巨樹として全国に残っているものはほとんど神木です。

弥生時代は、関東から南は照葉樹林で覆われていたといわれています。当時は鉄製の道具も無く、切りやすい、割りやすい木から利用したと思われます。近畿地方は幾度もの遷都で、ほとんど巨木は切り尽くされ、田上山なんかは後世まで災害の元にすらなりました。桂離宮は細い間伐材のような木を使っています。が、「巨木がなくても建てられる」という当時の建築家の心意を示したようにも思いますが、もうこの頃には巨木はなかった。

——最近、森林や緑への関心が高まっていますか？

八木下 そうです。私も講演などを依頼されることが多くなりました。「巨木を語ろう」とか「グリーン・セミナー」などにもまいるが、参加者は実年の女性が多いですね。自然回帰といえますか、幼いころ緑のなかで遊んだ記憶が甦るのでしょうか。

林業という言葉は、石谷林野庁長官の頃か

やぎした・ひろし 一九二二年秋田県生まれ。

一九三九年秋田宮林局に入り、林野庁勤務を経て一九七八年退職。在職中より土門拳に師事し、各地の森林や巨樹を撮影しつづける。

著書に「ソビエト民衆の表情」（三笠書房）

「くじらを捕る」（毎日新聞社）、「日本の巨樹」（中央公論社）、「巨樹」（講談社）、「土門拳を撮る」（築地書館）など。日本写真家協会会員・同監事。国民森林会議会員。

から盛んにいいたしたと記憶しています。林業（生業）と書き、企業的に経営することを指している。その日本は木材の最大の輸入国で、自国の森林資源を保存してタイ・フィリピン等の山を荒らしたと指摘されています。

日本は国土の三分の二が森林といっても、一人当たりの森林面積は世界平均の五分の一。僕は林野庁に居たところから、「木材を生産し林業につかう山」と、保全する山と一線を画すべき」といっていましたが、な

目次
季刊 国民と森林



No.29 1989年夏季号

<巻頭インタビュー>
巨樹林は残っていない
写真家八木下弘さんに聞く山の変容

<写真>..... 2
リゾート地帯に行く(湯沢・苗場・清里)

■森林リゾートの問題点①..... 4
基本忘れたリゾート開発 大井道夫さんに聞く

■東南アジアから—熱帯雨林見聞録・本間義人・6

■特集・河川■
公開講座 日本の川を考える.....15
河川とは何か—現行法制上の地位 黒木三郎
水を歩く②.....18
水は都市のものか 松沢 譲

<随想> 緑は動植物全生命の元
世界平和の力 菊池善隆...22

■連載 森と木のある生活⑩.....24
世界の焼き畑耕作と森林 市川健夫

■新連載 日本の国有林①.....28
日本における国有林の成立とあゆみ 船越昭治

■切抜き森林・林政ジャーナル.....34

■提言検討プロジェクト
森林利用と自然保護.....36

<会員のべいじ>
会員の消息.....38
野添憲治/内山節/大野盛雄/
小瀧武夫/高村象平

会員の出した本.....38
森林社会学宣言/山と木と日本人/
ナナカマドの街から/自然・労働・協
同社会の理論/わたしたちの森・国有
林を考える

会員の紹介.....40
会の動き.....42

あけぼの
曙

東山魁夷

(昭和43年: 100cm × 73cm)

春の朝が比叡の山上に明ける。
青紫色の濃淡を示して重なる峰々。
谷あいの遠く近くに、
ほのかに匂い出る山桜。
小鳥の声がしきりである。

(北澤美術館所蔵)

表紙の言葉

目次題字 隅谷三喜男
カット 森前しげを

かなか結論はでない。最近ようやくその方向が出つつあるようですが...

森林は手を加えなければいけない、山村で生活している人のこともある。林野庁のいうことは理論的には正しい。しかし、現実がどうか、なんです。

秋田営林局でも岩崎局長時代(昭和一五・六年頃)に「秋田スギの天然更新」をやるうとした。しかし、生産性や収入確保に追われて、現場では良い木ばかりを切った。残されたスギ林は惨憺たるもので、「天然更新は非効率」という批判を生み、これが一斉皆伐・一斉造林の大面積造林論者を勢いづかせた。

——ソ連にずっと行かれていますね。
八木下 太平洋戦争末期の頃、秋田営林局にいて「南方の林業を見たい」という思いがあった。船を待っている時に召集になって、弘前の騎兵連隊に入り、中国東北(旧満州)にいました。

日ソ開戦で八月一五日、ソ連機甲部隊と白兵戦になり山中を彷徨して収容されたのが、イルクーツクの第一収容所でした。そこで生活をしていたのですが、自由の身になったらなんとかして来てみたいと考えていました。五七年世界平和友好祭に参加したさい、シベリア鉄道でイルクーツクを通りましたが、停車はしない。その後、「墓参だけでも」と

イルクーツク市長に手紙をだしたり、大使館にお願いしてようやく七二年友人と二人で訪ソできました。翌年第一回の墓参団を送り、八六年まで毎年のように行っています。

私は現在まで一六回行きましたが、森林の取材はしていません。どうも見たところ巨木は無いようですね。一昨年日本で『シベリアの風』という写真展覧会をしましたが、イルクーツク市長が「ぜひ当市でも」ということになり、七月には訪ソします。その時に日ソ合弁のイマジカ製材工場の取材と森林の取材を是非したいと思っています。

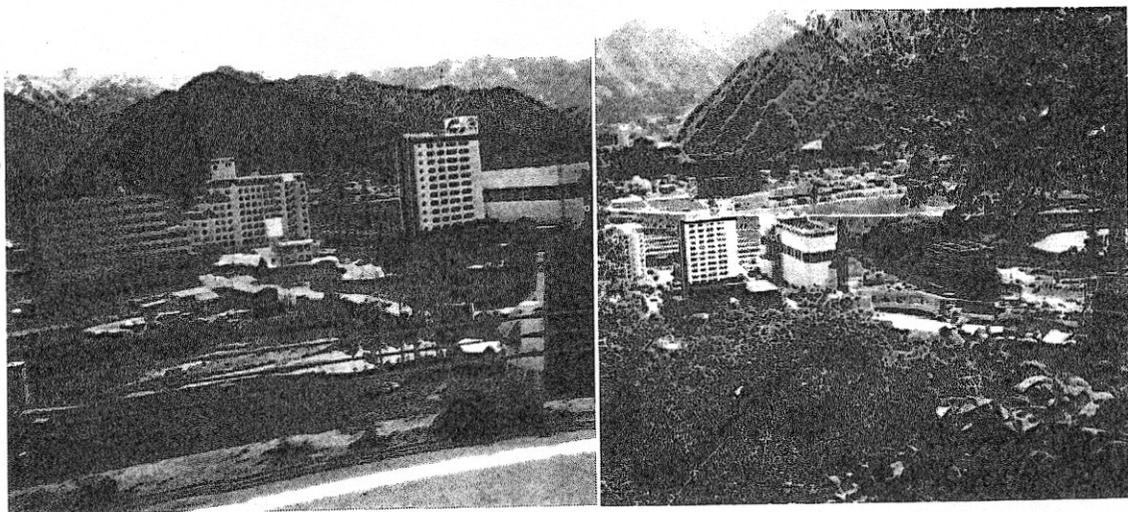
(文責・編集部)

〈写真〉

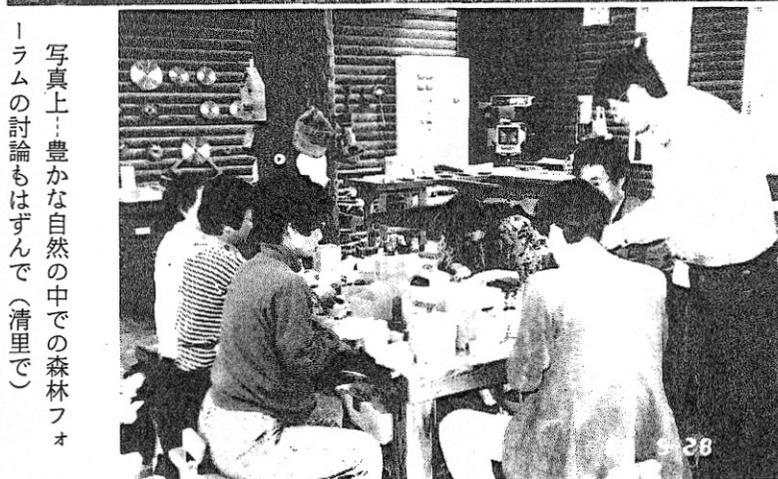
リゾート地帯を行く



森林の中に山小屋（苗場・国有林の「ふれあいの郷」で。三〇〇坪の森林に一五坪の小屋）



湯沢町に林立するリゾートマンション（全国2万戸のリゾートマンションの3分の1が湯沢町に集中。2,500万円—1億円。利用率は7%だが財テクとして購入。地元はゴミ・下水問題の処理のほか地価高騰で悲鳴）



写真上：豊かな自然の中での森林フォーラムの討論もはずんで（清里で）

山村振興をリゾートにかけるかのように、リゾートがブームになっています。リゾートが森林や山村になにをもたらすのか……。新潟県湯沢地方と苗場、山梨県清里の現地取材してみました。

写真上：これからのリゾートでは、見る“味わう”運動する“ふれる”ことに加えて、創る“ことも重要な要素”（清里で手製のオルゴールをつくる参加者）

△リゾート法とは▽

正式には「総合保養地域整備法」。余暇時代を反映して、良好な自然条件をもつ地域に国民が滞在しつつ、スポーツ・レクリエーション・教養文化活動が行えるような整備をすすめることで一九八七年成立。

国土庁・農林水産省・通産省・建設省・自治

省がかかわり、①エリアの大きさ（北海道は三〇〇〇〜四〇〇万ha、その他は二二〜一五万ha）②二〇〇〇〜三〇〇〇haの重点整備地区の配置のしかた（車で一時間程度で結べる）③施設整備のありかた④地域振興・地場雇用などを定めた「基本方針」を策定、都道府県知事はその「基本方針」にそって「基本構想」をまとめ、主務大臣の承認を受けます。

事業の中心は、民活ですが、重点整備地区内で施設を設置する法人には、法人税の特別償却、特別土地保有税や事業所税の非課税や減免資金の確保、地方公共団体の出資にあてるための地方債の特例が受けられます。法律成立にあたっては、①自然環境の保全と調和、②良質な施設と適正料金など六項目の付帯決議が付けられました。（次ページ参照）

基本忘れたリゾート開発

——どこへ行った『国民のために』——

大井道夫氏
に聞く

リゾート開発のプランづくりが盛んです。山村振興をリゾートにかけようという熱気もたいなもの列島を覆っています。リゾート開発の問題点はどこにあるのか、どう対応するべきか、毎回読み切りで会員の意見を連載することにしました。第一回は国立公園協会理事長大井道夫さんに聞いてみました。

目白押しのも類似プラン

——現在フィバーぎみのリゾート開発ですが、問題点は。

大井 まず第一はリゾートが多いのではないかと、ということ。リゾートは現在一三地域の基本構想が行政から承認されましたが、あと二ほどが計画を策定中です。気掛かりなのは、この二五もの計画が多いのではないかと

うことです。

国民のレジャーのニーズはそんなに強くないのではないだろうか。私は以前国民休暇村協会にいましたが、三二の国民休暇村の利用人員を調べて見ますと、前年度より落ちるところがあります。そうした所は決まって近くで博覧会が開かれている。博覧会ぐらいで国民休暇村の利用が影響するのは、レジャーへの国民のニーズがそれほど多くないからではないかと思うのです。

いまのリゾート開発に加え、既設の観光施設もあり、共倒れの危惧を感じます。リゾートのゴーストタウンができるのではないかとすら思います。

第二には同じような計画が並んでいることです。一三地域の計画をみますと、ホテル・コンドミニアム（分譲マンション）・ゴルフ場に、

山ならスキー場、海ならマリナーが加わる。判で押したようで個性がない。計画自体が人まねで、こんなものでいいのか、という点です。

第三は、国民全体が利用できるリゾートだろうか、という点です。マリナーやホテル等々金持ちだけ利用するのではないか。レジャー消費のニーズがつかみにくいので、見境のない投資はできない。そこで採算を考えると、金持ちのニーズに添えば安全ということになります。しかし、平均的な日本人が、ヨットを持って何日も過ごすことは夢の夢でないだろうか。

基本論議はしないままに

大井 第四には、リゾートをつくることで自然破壊を招くことです。例えばゴルフ場は地形を変えますし木も切ります。スキー場も伐開します。そのうえ、ゴルフ場は農薬の過度の使用が環境汚染となることが問題となっています。そんなにゴルフ場を作ることが必要なんですか。しかも、対象地は都会でなく森林地帯ですからね。



おおい・みちお氏 一九二二年新潟県生まれ、東京帝大卒、厚生省、環境庁公害研究所長など歴任、国立公園協会理事長

第五は基本的な取り組みの姿勢です。日本では総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法が一昨年できましたが、民需拡大（内需拡大）、外貨減らしなど経済的な要求が先にたつて立法された。国民のレジャー消費はどうあるべきか、国民の保健休養はどう考えるべきか、などの基本議論はなかった、といっている。

アメリカでは、一九五八年から六二年まで、大統領の任命で『野外レクリエーション資源調査委員会』（ORRRC）が設置され基本論議をした。その提言をみると①野外レクリエーション局を政府のなかに設ける、②土地及び水源基金を設ける、③原始地域法で原始地域を保全する、などが盛られて、その後八九年までに提言のほとんどが実現されます。

そのあとどうするか、で八五年から八七年にかけてまた大統領の指名で『野外レクリエーション諮問委員会』（PCAO）を設けて検討を行いました。ここでは①野外レクリエーション研究所をつくる、②土地及び水資源信託基金を設ける、などの提言がされ、取り組みが継続されています。

アメリカでは野外レクリエーションやレジャーが、国や国民の将来を決める——という意識がありますが、日本にはない。いまフランスのリゾート地は日本人の見学者で溢れているようですが、外国への視察よりも、国民のアウトドアのやりかた、自然とどう接したらいいのか、を考えるべきでしょう。

長期滞在のリゾートを

——自然環境の保全と山村振興をかなえるリゾートとはどういうものでしょうか。

大井 森林におけるアウトドアを考えるとき、森林と接する方法に内と外があります。日本では昔から、森林を外から見てきた。

例えば京都の嵐山の風致施設計画でも、「森林のさきゆきは自然の推移に委ねるが、天然に成立しないサクラやカエデ類などは補足的に植えていく」というものでした。昭和の初めの嵐山の水害の復旧でも、遠方から山をみて、景色を補うように植え込んだと言う記録があります。広島県の宮島の風致施設計画も同様で、等高線にそってアカマツを伐採し、海上や対岸から伐採跡地が見えないようにした。

ヨーロッパでは、森の中に入ってレクを楽しむ。ヨーロッパでは平地林ということもあるでしょうが、森林のなかの小道を散策する市民が多い。日本では傾斜地で、下草や灌木も多いので森林のなかに入りにくい。この違いを考えないといけません。

いま行われているリゾート開発を森林とのかわりで考えると、森林をリゾートとして考えるのではなく、単なる場所として考えているのではないか。場合によっては森林は邪魔にさえなっている。ゴルフ場やスキー場では森林を伐開している。森林そのものを利用することはいえない。

森林を生かして、その中でどんなアウトドアができるのか。歩道を入れ、森林浴やゆっくりハイキングすることが中心になるのではないか。施設をすることで、森林が減っていくことはおかしい。森の中で寝泊まりできる野営場やロッジなら森を残せるだろうが。

そうした好例としては山梨県の八ヶ岳山麓の清里が挙げられる。ここでは県有林を別荘用地に貸している。もう七〇〇棟はできているのではないでしょう。貸付料はカラマツの伐採収入よりいいし、貸付地の建ぺい率も低く押さえ、道路からの距離も決め、建物の高さも制限している。カラマツもきちんと残っている。

こうしたやり方は、リゾート法にいうリゾートではないでしょうが、「森林を対象にした新しいリゾート」といえます。これなら、家族で長期滞在もできる。

観光には「周遊型の観光」と「滞在型の観光」がある。リゾートというのは「滞在型」を指しています。家族と共に日常の生活費でいどでリゾートで生活できることが長期滞在では大切で、ホテルでは一泊がせいぜいでしょう。

——長期滞在中こそ地元の生産した農産物などが消費できるので、地域振興にもつながりますね。どうも、長い時間ありがとうございます。（文責・編集部）

熱帯雨林見聞録

本 間 義 人

(毎日新聞・編集委員)

「熱帯雨林は空を支えている。木々を切り倒せば災害が降りかかる」とは、南米先住民の伝説である。その熱帯雨林が危機にさらされると言われて久しい。世界一の木材輸入国であるわが国のその責任は大きいと指摘もされている。しかし、熱帯雨林に関する情報がわが国に正確に伝えられているかどうかという点、はなはだ心もとない。今年九月には東京で「地球環境保全世界会議」が開かれ、熱帯雨林問題も検討されることになっているが、ここにある情報は正確に集められなければ意味がない。以下はその情報の一部を埋めるための東南アジアからの報告である。

■森林喪失

急ピッチに草原化

「地球は青かった」と言ったのは宇宙飛行士第一号のガガーリンであるが、数年前、高度一万メートルのジャカルタ直行便から見たカリマ



ンタン島は緑一色で、熱帯雨林の豊かな島であるのを感じさせた。それはまさに「青かった」。ところが今回、そのカリマンタン島のインドネシア・東カリマンタン州をバリクパパンからサマリンドまで、十八人乗りのインドネシア製双発カッター機で高度千メートルで横切ったら、視界に入るの山を縦横に走る林道とハゲ山、草原の中に黒焦げになったまま佇立(ちよりつ)する大木、赤土の上に野積みされている大小の丸太、あるいは畑らしいものばかりである。サマリンドからは東カリマンタンの大河マカハム川をジープでさかのぼり、ブキット・スハルトまで入り、そこでようやくひとかたまりの原生林にたどり着いたが、ここに至る道筋で確

認したのも千メートル上空から見た光景をよりリアルにしたのにすぎなかった。畑はコシヨウ畑であった。マカハム川河口のマングローブ林は見るかげもなく切り倒されて、その跡はエビの養殖池と化している。

今回私が旅したのはこのインドネシアとタイであったがタイ東部のコラート市奥のサケラート地区で見たのも東カリマンタンでの光景とあまり変わらないものであった。ほうぼうの山からケムリが上がっている。山を焼いて開墾する焼畑のケムリである。そうして山という山が草原化するか畑になっている。タイの畑で作っているのはトウモロコシとでんぶんの材料となるキャッサバであった。

一万メートルの上空から見ると一見緑に包まれているのように見えるが、実はその緑とは原生林のそれではなく、草原や畑の緑なのであって、私は東南アジアの熱帯雨林が確実に姿を消しつつあるのを目の当たりにしたのだった。改めて数字を見ると、その森林喪失のスピードはおそろしいばかりである。

例えばインドネシアの森林面積はFAO(国連食糧農業機関)調査で約一億四千万ヘクタールとされている。インドネシア政府によると、これまでに三千六百万ヘクタールの林地が伐採されたものの、なお五千二百万ヘクタールの未開発原生林があるとされているが、FAO推定では年間六十万ヘクタール、世界銀行推定では同七十万ヘクタール、国際環境開発研究所(ロンドン)推定では同五十万、百六十万ヘクタールが消失していったというのである。タイの現在の森林面積はFAO調査で千六百万ヘクタールであるが、これは一九六一年から七七年までの間に約一千万ヘクタールの林地が消失した結果であるという。かつてタイは国土面積の五三%が森林であったが、八二年に衛星写真を分析したところではもはや三〇%しか残っていないことが判明しているとも言われている。

なぜこのような大量伐採が行われているのか。ジャカルタで会った同地の「森林保護ネットワーク」のムスヒヒン事務局長は「日本企業による商業伐採が大きな原因」と言った。わが国のボランテニア・グループ「熱帯林行動ネットワーク」も「日本は世界の熱帯木材の四割以上を輸入し消費している。最大の生産地帯である東南アジアの七割以上の木材は日本向けのもの」としている。確かにわが国は一九八一年の数字で南洋材の三〇%をインドネシアから輸入し、中でもカリマンタンからのが多い。

森林喪失の原因は焼畑にあるという指摘もあるのだが、一般的には研究者の間においても

「森林減少の原因は用材生産でなく焼き畑である」という主張は、かなり感情的な言いかた(国立林業試験場・井上真「熱帯林減少の背景」||『林業経済』八八年十月)とされており、木材生産に加わっている日本企業の責任を問う声の方が大きい。

しかし、この森林喪失の原因にはもっと構造的なものがあるのではないか、今回の旅の主題はそこにあった。

■日本の企業■

安い木材を大量に

インドネシア・東カリマンタン州の首都サマリンドの繁華街にある中華料理店でうしろの壁を振り返り、びっくりした。壁一面に店を訪れた客の名刺が張ってあるのだが、その半分以上が日本人のものである。もちろんジャカルタから航空便を乗り継いでこまどくる観光客はいないからほとんどが商社あるいは木材会社の人たちの名刺である。丸紅、日商岩井、住友林業等々の企業名に、改めてこの地に日本企業が深く入り込んでいるの知らされた。

もちろん、それらの日本人の中にはサマリンドに駐在している人々もいる。インドネシア国営の製材会社インクタニ社には大阪と名古屋の製材会社から出向している社員がいた。日本の家具製造のための製材を技術指導しているのは、高級家具がポロポック、普通家具がカポールという木であるが、ここ東カリマンタンで伐採されるポロポックのほとんどは日本向けというこ

熱帯木材輸入量

		熱帯木材輸入量	
		千㎡(丸太換算) (1981~83平均)	%
日 韓 中	本	15,768	45.7
	国	2,742	7.9
	国	786	2.2
E	C	10,126	29.3
フィンランド		10	0.0
ノルウェー		86	0.2
スウェーデン		56	0.2
スイス		76	0.2
オーストリア		112	0.3
米	国	3,357	9.7
カナ	ダ	251	0.7
ソ	連	313	0.9
エ	ト	377	1.1
その他		1,227	3.5
計		(35,287)	(100.0)
うち国際熱帯木材協定加盟国		34,060	96.5

資料：FAO, UNCTAD
注：熱帯木材とは熱帯産広葉樹材のうち産業用に使われる丸太、製材、合単板をさす。

とであった。

インドネシアでは国内産業保護のために一九八五年から丸太の輸出を全面的に禁止して、合板輸出に切り替えている。つまり従来の丸太輸出から合板を核とする木材産業化政策を進めることになったわけで、インドネシア合板協会は「年間の輸出目標は四百万立方メートル」と言っている。丸太から合板になっても、わが国の占めるシェアは大きい。

サマリダ・ジャナン地区にある合板工場サマリダ・レスタリ・ジャ社のサムエル・オカ工場長によると、同工場だけで日本へ年間約十六万立方メートルの合板を輸出しているという。輸出先は日本（二八％）、アメリカ（二六％）、EC（二〇％）、香港（一一％）がだどころである。この会社は八一年に発足、八二年に第二工場を建設したが、第一、第二工場が全部日本向けで、八七年に建設した第三工場がECなど向けのを生産しているというのである。毎月、日本商社が来る。

水路を経て直径一・二メートルの丸太がクレーンで引き揚げられると、丸太はまず四角に削られる。次いでカンナをかけたように薄く切られ、ラインを移動していくうちに壁パネル材等に加工される。このラインの機械もすべて日本製である。工場ラインでも日本が主役なのであった。

「しかし」と、オカ工場長は言う。「製品の量では日本が一番だが、輸出金額ではアメリカのほうが大きい」と。安いものを大量にという

のがまず日本企業の行動原理らしい。その行動原理に基づいて、丸太を求めてタイ、インドネシア、フィリッピンの森林を伐採し、今はマレーシア、ビルマの奥にまで入っているのが日本企業であると聞いた。

マカハム川河口のマンガローブ林を切ったのも日本の製紙会社であった。マンガローブのチップはコンピューター用紙などの需要が多く、カリマンタン島のマンガローブ林はいたるところで伐採が進んでいるという。木を切ったあとはエビの養殖池になっており、このエビ養殖を管理しているのも日本企業である。

サマリダのインドネシア森林組合で会った同地区の自然保護団体「ホコバラ」のハアン事務局長からは「この状態をどう思うか」と尋ねられた。私は声もない。

私たちはマンガローブのチップでつくられたコンピューター用紙で仕事をし、その跡につくられた池で養殖されたエビの天ぷらそばを食べ暮らしている。私たちの生活は東南アジアの森林喪失のもとに成立しているのだから答えようがないわけである。

バンコクで自然保護運動をしている米国人ラリー・ローマン氏は「日本などの外国企業が東南アジアを利益追求の舞台としているかぎり問題は解決しない」と言っていた。それは真実に違いない。私たちは謙虚に耳を傾けなければならぬ。しかし、東南アジアの森林喪失の原因はそれだけと言えるかどうかである。

■構造的破壊■

国の移住政策も拍車

一九七五年と八五年に国際熱帯林キャンペーンを行ったWWF（世界自然保護基金）によると「森林の大規模な破壊の理由は、簡単にいえばカネの問題である。森林を保護して、そこから生み出される資源を持続的に利用するよりも、森林を伐採し、木材として売り払うほうが、手つとり早く収入が得られる。さらに手つかずの原生林は、昔からそこに住んでいた人々を除けば、だれのものでもないという考え方が、人々をかりたて原生林を牧場に、農地に、工業地にとめどもなく作りかえさせてきた」という。

WWFが「カネの問題」というのは、いかに食べていくかということであろう。インドネシアの場合、一億七千万人の人口を抱えていて、その大半がジャワ島とバリ島に偏在して過密状態になっているが、一人当たりGNPは五百八十ドル（一九八二年）でしかないの、いかに食べていくかが国策の第一に位置づけられている。しかも経済は一九八〇年代に入ってから世界的な石油需給の緩和の影響をもろに受けている。もともと石油資源という自然資源に頼ってきたから、その石油価格が思わしくないとしたら、食べていくのに他の自然資源に目を向けざるをえなくなる。

その一つが手つとり早い森林の伐採である。つまり合板生産のための伐採であるが、しかし、

アジア地域諸国における熱帯樹林消滅度

国	現在の森林面積 (ha)	年間森林消滅面積 (ha)	年率森林消滅度 (%)	完全消滅までの年数
インドネシア	85,000,000	1,500,000	2	57
フィリピン	10,000,000	700,000	7	14
マレーシア	6,307,200	525,600	8	12
タイ	29,000,000	1,400,000	5	21
スリランカ	3,610,000	190,000	5	19
インド	65,698,400	—	—	—
ビルマ	10,995,100	141,700	1	78
ネパール	1,728,700	43,200	3	40
アフガニスタン	1,983,800	39,700	2	50
計	214,323,200			

出所：E S C A P 資料（1982年）

この伐採は「択伐」であり、一ヘクタール当たり数本から十数本の木を選んで切っているので大した影響はないというのがインドネシア林業省の言い分である。確かに実際に切られる木の本数は少ないかもしれないが、そのための林道建設やトラクターでの搬出のさいに森林は相当なダメージを受ける。例え「択伐」でも森林の

半分は影響を受けるといふ指摘がある（地球の環境と開発を考える会「破壊される熱帯林」）。インドネシア政府がより力を入れてるのはジャワやバリ島に偏在する人々をカリマンタンやスマトラなど周辺の島に移住させる集団移住計画である。一九五〇年から現在までに約百万世帯が移住した。これらの人々に政府が奨励しているのが焼畑によって農業を営むことなのである。カリマンタン島ではそれら移住者がコシヨウ栽培をしていた。

焼畑は乾期に森林を伐採して火を放って焼き、その跡に作物のタネをまく伝統的農法であるが、ときに雨が降らずに火が広がることもある。一九八三年に東カリマンタンではほぼ九州の面積に当たる森林が燃えた山火事の原因も、この焼畑ではないかと言われている。それはともかく、人々は伐採で林道が建設されるに従い、奥へ奥へ焼畑を広げていく。しかし先住民は二、三年して土壌が悪くなると新たな土地へ移っていき、次に同じ場所を焼くまでに二、三十年の休閑期を置くので、その間に森林はよみがえったが、次から次へ移住してくる人々によりその休閑期が短くなり、森林がよみがえる時間がなくなってしまう。

土が作物に適さなくなると牛やヤギを放牧することしか土地の利用方法はない。ますます土地はやせる。こうしてインドネシアではこれまでに約五百万ヘクタールの森林が焼かれ、現在も年間二十五万ヘクタールが焼失しているといふのである。

タイの焼畑も基本的にはインドネシアと同様であり、バンコクの「生態系回復のためのグループ」ウイトン事務局長も「輸出産品（キャッサバ）のために森林が次々農地化していつてい」と言う。

森林の商業的伐採も焼畑も人々が食べていくために行われているものである。森林の喪失にどちらのウエートが高いかはにわかには判断しがたいが、増え続ける人口、それらの人々の貧困解決を自然資源に求めるしかない経済。森林喪失はそうした構造から発していると言っているだろう。熱帯雨林を救うには、その構造改革が必要なのである。

■情報ギャップ■

保護運動の障害

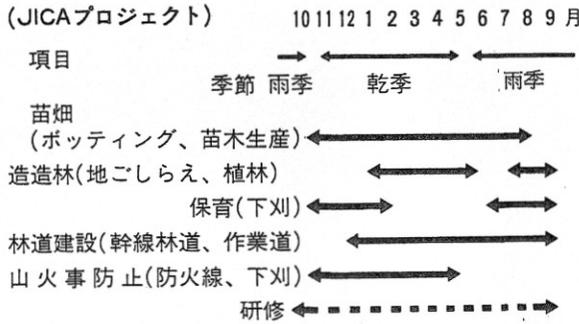
熱帯雨林の森林喪失の原因を一概に日本企業の伐採にある、あるいは焼畑にあるときめつけるのは難しそうだということ、インドネシアの市民運動グループの人々も意識し始めている。前述のジャカルタの「森林保護ネットワーク」ムスヒン事務局長はこう言っていた。

「私たちはインドネシアの森林保護の問題を社会構造の問題として取り組めるように組織化していきたい。そのためにはまず国内の社会、経済、政治の変革を求めただけでなく、国際的な広がりを持つ運動をする必要がある」

同ネットワークには現在スマトラから西イリアンに至るインドネシア全土の自然保護グルー

サケラート(タイ)の年間造林事業計画

(JICAプロジェクト)



実は同事務局長には東カリマンタンのブキツト・スハルトでJICA(国際協力事業団)が無償援助でサマリダのムラマルワン大学につくった「熱帯雨林研究センター」の演習林に同行してもらっている。現地自然保護運動グループはJICAについて「資金を下さずに日

本企業の木材伐採に力を貸しているだけ」と見ており、これまでだれもこの演習林に足を踏み入れたものはいない。ムスヒン事務局長はそこに初めて入り、JICAとセンターの人々が自分でタネを集めて若木を育て、人工造林を進めているプロジェクトを目の当たりにした。プロジェクトの鈴木進リーダーから、なぜ森林再生がなかなか進まないのかの話を聞いた。「ポランティアの人たちは口を開くと木を植えよと言うが、ただ木を植えるだけではダメ。森林も田畑の耕作と同じで、下刈りをはじめ土壌や光など絶えず手を入れなければならぬ。問題はその根気があるかどうかだ」

このような話を聞いて森林を見る目が広がってきたからかもしれない。その後、同事務局長は冒頭のような言葉を述べるに至るのである。この経過を見ていて痛感したのは、熱帯雨林について正確な全情報をだれもなかなか把握しえないでいるということである。この連載の一回目に紹介した井上論文に「からが鈴木氏によると「あれはこちらへ来る前に書いたものだからうのみにしてもらっては困る」というのである。同氏がわが国で熱帯雨林について書かれたもののうち評価したのは、石弘之「地球環境報告」(岩波書店)だけであったが、私自身その全体像をつかみえぬまま熱帯雨林について語っているというもどかしさがある。

「日本企業がカリマンタンの森林を破壊した。日本政府はその森林を回復させるのに何をやっているか、何もしない」という指弾をたび

たび受けた。とくにサマリダの自然保護団体からの追及がきびしかった。

しかし、これも林野庁からインドネシア林業省にアドバイザーとして派遣されている鈴木康之氏によると「日本企業は木材一立方メートル当たり五ドルの造林費用を支払っており、当然の義務を果たしているのだから、あとはインドネシア側の問題という受け止め方」であるというのである。

インドネシアにおける森林喪失面積に対する造林面積は一割に満たない数字を見ると、日本企業の造林費はどこへ行っているのかと疑問もわくが、カネさえ払えばいいというものでもない。こうした彼我の認識のうち双方に都合のいい面だけ、それぞれのチャンネルでわが国に伝えられているとしたら不幸である。

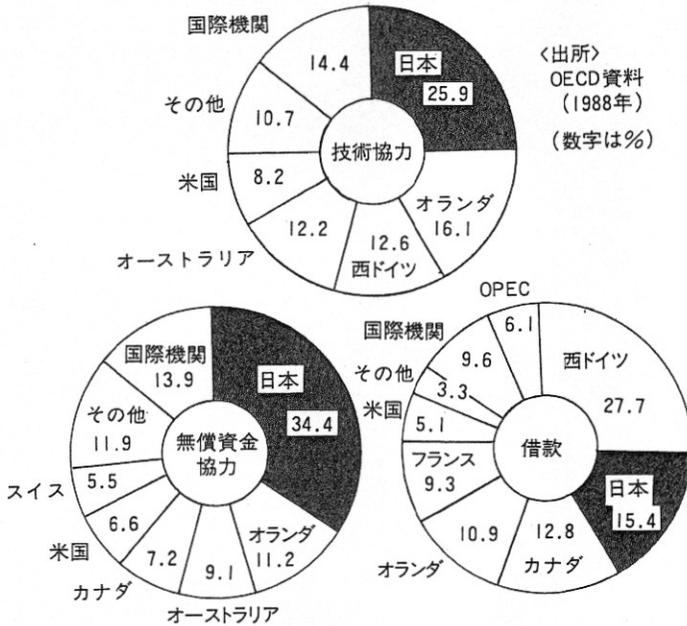
JICA

「サバンナ化を許すな」

インドネシアとタイでJICA(国際協力事業団)の熱帯雨林保全・育成のプロジェクトを見た。

JICAは一九七五年に発足、フィリピン・パンタバンガン地区を皮切りに各地で森林プロジェクトに取り組んでいるが、その指導的役割を果たしたのは現在同事業団非常勤参与の神足勝浩氏である。なぜJICAが森林問題に取り組まなければならないか。神足氏はこう言っている。

インドネシアに対するODA援助形態別のシェア



「現在、海外の森林資源利用は日本にとって必要だ。しかし資源利用については、自然を維持しつつ永久に森林を利用出来る仕組みの中で伐採すべきであることは、いくら強調しても足りない。地上から木を奪ってそこを裸地としサバンナ化させることは地球上どこであっても絶対に許してはならない。木材を多量に使う日本の立場としては、そういう行動をいっそう積極的に取るべきである」(神足勝浩「熱帯林のゆくえ」)

ところが、このJICAの評判があまりよろ

しくない。内外の自然保護団体はきびしい見方をしており、それが広く伝えられている。しかし、現地でJICAがどのようなプロジェクトを展開しているのかはよく知られていない。そこで二つのプロジェクトを訪ねることにしたのであった。

インドネシアのそれはサマリンドのムラワルワン大学熱帯雨林研究センターとの共同プロジェクトである。サマリンド奥六十キロのピケット・スハルトで行われている。日本から派遣されているリーダーの鈴木進氏は長期、短期の派遣員計八人と同大学のシマランキル、ワワン両教授がその中心である。

タイにおけるそれはコラートの奥七十キロのサケラートの「タイ中央造林研究センター」で、加藤亮助リーダーを中心にタイ王室林野局の技術者に協力して行われている。

このインドネシアとタイのJICAプロジェクトはきわめて対照的であった。つまりインドネシアのそれは基礎研究に、タイのそれは実際の造林に重点が置かれて進められているのであった。

インドネシアでは①現地研究者の基礎研究②試験植樹の研究の二つが最大プロジェクトであ

る。後者についてはどうしたら森林を再生出来るか、それが可能な木の育種に力が注がれているという。

JICAと文部省の資金で北大で林学博士の学位を取得したシマランキル教授によると「研究者一人ひとりがそれぞれエリアを分担して計三ヘクタールの試験植樹をしている。しかし悩みは文献では二百五十種ある東カリマンタンの固有種がなかなか解明されないこと。たぶん何々であろうという推測のもとにやっているのですが遅い。が、これが解明されて森林再生に可能な種が分ければ、カリマンタンの造林は一挙に進むことになるに違いない」。

タイではその造林が進められている。八一年に発足した同プロジェクトは「現地に適した育苗、樹種、機械化、森林保護、造林技術を試験造林しながら技術移転する」という協力事業で八百五十ヘクタールのフィールドステーションに二百五十万本の苗木がつくられ実際にユーカリやアカシアの造林をしながら、これまでに約八百人の現地技術者のトレーニングを行っている。その結果、森林喪失面積の約一割について造林が行われたというのであった。

現地の自然保護団体にはユーカリやアカシアは土壌を損なう、なぜ、そういう造林をするのかとの批判がある。それに対する加藤氏の答えは、それが五年で成木になり、森林を復元するのに最も経済的な樹種であることを挙げる。

「これは王室林野局の要請で、JICAは現地の要請に基づきプロジェクトを組むのが原則

タイにおける累積人工造林面積の推移

(ha)

年次 樹種	1960年	1976年	1979年	1982年
チーク林	6,000	57,000	70,886	
その他林	2,500	37,000	128,058	
計	8,500	94,000	198,944	442,360
指数	100	1,105	2,340	5,202

タイにおける造林実行者別累積面積

(1982年)

造林実行者		造林面積 (ha)	比率 (%)
王室林野局	造林部	179,296	41
	流域保全部	75,700	17
	国有林野経営部	82,827	18
	計	333,824	76
その他	林業公社(FIO)	50,122	12
	タイ合板会社	5,437	1
	個人(耕地等造林地)	16,229	4
	州伐木会社	32,584	7
	村山林プロジェクト計	160	0
合計		442,359	100

タイの森林の推移 森林面積減少率 (1978-83), ランドサット
による算定 (平方キロ)

国土面積	1978年		1978-82年			
	森林面積	%	減少面積	%	年間減少面積	%
	175,244	34.15	18,624	10.63	4,656	2.65
513,115	1983年					
	森林面積	%	年間減少面積		%	
	154,961	30.20	1,600		0.31	

出所: OECDなどによる「林業経済」88年4月号

なのでやむをえない」。JICAに問題があるとすれば、その要請主義を貫くことだけでいいのかどうか、ということがある。しかし現地職員は汗みどろでプロジェクトに取り組んでいたことを付け加えておきたい。

■現地の対応

保護にもっとカネを

森林再生にはまず森林の現況を把握することが不可欠である。それは人間の病気とあまり変わらない。しかしインドネシアの場合、林業省が一九八八年に発行した「インドネシア林業統計」にも空欄が多い。森林の現況が一〇〇%把握

握されていないわけである。

サマリダにあるムラマルワン大学熱帯雨林研究センターに東大を定年退官後に来ている遠藤健治郎氏は「カリマンタンの地図は二十五万分の一しかない。しかし二十五万分の一では森林を判定するのはムリ。ランドサットの写真をとると森林地図をつくってはいえるが、せめて五万分の一の地図がほしい。インドネシア政府がコンサルタントに委嘱すればわずかなカネでつくられるはず。カネを使うだけが能ではないが、まずインドネシア政府がやるうとしなければ、われわれも協力のしようがない」と言うのであった。

実際問題としてインドネシアやタイにはあまりカネの余裕がない。JICA(国際協力事業

団)とムラマルワン大学熱帯雨林研究センターとの共同プロジェクトは今年、五年間の契約期限が切れるが、持続かどうかの交渉が行われるにしても、今後どうなるかは現在全く不明である。インドネシア政府はこのプロジェクトに年間約一億ルピアを支出しているが、出来るならこの支出を抑えたいらしいからである。タイでのプロジェクトは一九八一年度から九一年度までがJICAの協力期間となっており、後半の第二フェーズに入ったら全面的にタイ側に移管

されることになっていくが、そのあとどうなるかは予測もつかない。

こうした状況にあるからだろう、とくにインドネシアではカネの話がつきまとった。

例えばムラマルワン大学熱帯雨林研究センターのシマランキル教授は「JICAは現地でのローカルコストは出さない建前だが、一〇〇%研究費を出してくれるような援助をお願いしたい」と言い、サマリンダの自然保護団体の「ホコパラ」ハアン事務局長は「日本政府はインドネシアの森林保護のためにもっとカネを出すべきだ。ドイツやオランダは日本に比べて利益をそんなに得ていないのにNGO（民間団体）にもカネを出している。日本も草の根市民の森林保護運動を支えるカネを出してほしい」と言い、同じく「スハラダ」のヨガ事務局長は「政府が腐敗しているから日本の援助でカリマンタンに回ってくるカネは少ないので、もっと有効なカネを直接カリマンタンに投資してほしい」と言うのだった。

またある政府関係者は「円高で日本から借りているカネが大きな負担になり、そのために資源を切り売りして、森林をさらに悪化させている。こうした現在の援助のあり方を見直してほしい」とも言った。それは確かであるに違いない。しかし、これらの話に共通して感じられたのは、では自分たちは何をやるのかというものが希薄だったということを正直にしるしておきたいのである。

神足勝浩氏は「なにより大切なのは」と言っ

ている。

「なんと少しでも森林の減少と低質化に立ち向かう意欲をその国のすべての人々が持つことだ」「そのことを前提に私たちは貧困と不幸にあえぐ開発途上国へ協力すべきだ」（神足「熱帯林のゆくえ」）。

一九七八年十月にジャカルタで開かれた世界林業大会の記録を見ると、当時インドネシアのマリク副大統領は「南の森は自国のものとして存在していることを再認識し、主体性を持った利用を心がけるべきだ」と述べている。こうした認識のもとに森林が保全可能なように慎重に計画された伐採が行われ、自国需要のほか輸出可能な最小限の量のみ輸出する管理が行われれば、自国も輸出先もそんなに混乱はしないはずである。それには自国経済の自立が必要であるのは言うまでもない。私は希望も持った。

■森林再生へ■

保全区域を明確に

インドネシアのカリマンタンの森林再生のために今、何をしなければならぬのか。JICAの鈴木進氏とムラマルワン大学熱帯雨林研究センターのシマランキル教授は二つの点を強調する。つまり、「一番重要なのは土地利用計画。森林として保全するところと伐採して耕作地とするところを明確化し、その区分されたところでポリシーを実行することだ」。

「第二に組織的な営林実行システムをつくる

こと。今、それをIN HUTAN（インドネシアの林業公社）がやろうとしているが、木を切ったら植えるシステムだ」。

右の第一点については熱帯雨林研究センターで行われようとしているが、私がお話を聞いていて若干の救いを感じたのは、森林伐採が進むカリマンタン島の東カリマンタン州にもまだわずかに人間が踏み入れたことのないバージン・エリア（処女林）が数万ヘクタールの規模で存在するということである。鈴木氏はその割合を「カリマンタンの森林の二割くらい」と表現し、シマランキル教授は「このバージン・エリアには絶対手をつけずにこれを核として、今後カリマンタンのほとんどを森林にしたいのが自分の夢だ」と言うのである。

そのためにどういう木をどういうふうに植えたいのか同センターで基礎研究を行っているわけである。すでにジャワ島では日本の援助でチーク材が定着し、見事に生長している実績があるが、しかし、土地利用計画↓営林にはばく大なカネと労力と時間が必要である。

自然保護団体グループも目を広げ出しつつあることは前に述べている。ジャカルタの「森林保護ネットワーク」ムスヒン事務局長は今後の運動方針として①貧しい人々の立場に立ち住民を援助する②具体的な行動をつくり出す③政治、経済、社会変革に関する情報を人々に伝え、人材を育成する、の三点を挙げていたが、タイのバンコクの自然保護団体はすでにムスヒン事務局長が挙げた②について行動を起こしつつ

主要熱帯林国での森林喪失量と造林量

(単位：1,000ha)

熱帯七十四カ国										地域		
合計										年喪失		
年造林										地域		
中					南					米	国名	
ブラジル	コロンビア	エクアドル	メキシコ	ペルー	パラグアイ	ベネズエラ	ニカラグア	グアテマラ	ボリビア	コスタリカ	六、八九二	
一、四八〇	八〇〇	三〇〇	二六五	二五三	一六〇	一一五	一一一	八〇	六五	〇	八六三	
東南アジア					アフリカ					地域		
インドネシア	タイ	マレーシア	ラオス	フィリピン	ネパール	インド	象牙海岸	ナイジェリア	ザイール	マダガスカル	カメルーン	三、一〇
二八五	一六七	一六五	八〇	五五〇	三三三	二二〇	一一五	一〇一	九六	八四	一	一四
一八七	一一二	四	一	四二	二	二	〇	二	二	六〇	一	三

出所：神足勝浩「熱帯林のゆくえ」

ある。
JVC（日本国際ボランティアセンター）の若い女性たちによる植林運動である。今泉恵さん、態沢ゆりさんはこもごも「昨年、南部で起こった大水害のあと、水源林の回復と保護に取り組むことにした。タイ政府と具体的な交渉を進めるほか、焼畑農業や燃料にマキを頼っている住民と森林の保生と自分たちの生活をどう調和させるか新しい生活パターンをつくり出し、

同時に植林も進めていきたい」と言うのであった。
サケラートの演習林では八百五十ヘクタールの試験地に三〜五年前に植えたユーカリなどの木々が大きく育ち、年間百万本の苗木がつくり出されている。タイでは一九八六年までに六十万ヘクタールが新たに造林され、今も年間四〜五万ヘクタールの規模で造林が進められているという。

もちろん、こうしたボランティアの試みや当局による造林もこれまでの森林喪失面積に比べたら、焼け石に水ではある。またユーカリやアカシアなど手っとり早い木で造林していることなどに問題もある。しかしタイ王室林野局が今、①まず学校や集落の周りから造林しよう②そして国有林を回復させよう③さらに民間セクターも造林の費用を惜しむな、と進めている政策には「自らの手で」という気概が感じられ、希望を持つ。

わが国でも「熱帯林行動ネットワーク」が活動をしていることは知られているが、民間による「森林フォーラム」も今秋の「地球環境保全世界会議」に向けて、独自の行動計画の検討に入っている。

私は環境問題の専門家ではない。今回はこの「森林フォーラム」のメンバーとして林政共闘会議（丸山康雄議長）の「熱帯雨林視察団」に加わり約二週間の旅をした。その旅を終えて痛感しているのはわが国は今、開発途上国の環境（森林）、開発、人口（貧困）問題にどう対処すべきか総合的検討を迫られているということである。

毎日新聞は3月19日から七回にわたって「熱帯雨林見聞録―東南アジアから」を連載しました。筆者の本間義人さん（国民森林会議幹事）の御好意で全文を転載させて頂きました。

研究会・日本の川を考える②

テーマ 河川とはなにか——現行法制上の地位

5月20日大日本山林学会議室

参加者（敬称略）黒木、秋山、萩野、内山、

隅谷、半田、会員外4名

〈隅谷会長の挨拶〉

山とか森林との関係で河の問題も昨今はつきり出ているが、社会的な関心というところ盛り上がらない。私たちがそうした問題もきちんと勉強して世間に訴えて行かねばならない。そうした意味でこうした研究の場をつくりました。直しくお願ひします。

〈黒木三郎早稲田大学教授の問題提起〉

慣習法の水まで河川法で管理

民法と法社会学をやっている黒木です。「水法」というものは日本ではありませんが、河川の水に関係する法律といえはまず河川法になる。

河川と法律の関係でいえば、河川の水を利用してすることから始まる。かつては流水を利用して物を運搬し、農業用水や飲料水としての水を利用してきた。河川・水利用は、昔から慣行的に認めたものだった。河川から水を引いて使う、河川の流水を利用するというのは、人と人との契約ではない。近代法上の物権である。物権は法律で定められたものしかなく、勝手にはつくれない。水を使ってきた権利はどこにも定めて

ない。明治近代法体系以前からあった水を使う権利は慣習法上の物権で、侵すことはできない。明治中期以降、発電や工業用水としての水使用の比率が高まった。そこで、農民の持っていた農業用水の既得権との衝突が起こってくる。工業用水は、近代法体系以降に出てきた問題だから慣行用水とは言えない。今まで水を使っていた人と衝突が起きる。このための訴訟なども起きています。

近代法的な河川法が出来たのは明治二九年で、治水が重点で利水には余り配慮していない。その後、工業の発展にともなって工業用水の需要も増大し、水力発電は治水や慣行水利に大きな影響を与えた。そのため、しばしば改正をしてきたが、通信省、内務省・農林省などの意見が対立、ようやく昭和39年の全面改正にいたった。改正の理由は、河川管理制度を近代化して、水系を一貫した管理体系にし、農業・発電・上水道・工業用水等多岐にわたる用途と新しい水利使用とを調整して、ダムの災害を防止することであった。

農業用水は物権だから、河川法に規定してなくとも当然権利として確立している。しかし、河川法では「建設大臣が権利を許可したものとみなす」として、慣習法上の農業用水も河川法上の河川の水を利用するためには許可を要

する、ということになった。

普通河川の管理は不備

河川法の目的（第一条）は、河川による災害を防止し、河川の利用を適正化し、流水の正常な機能が維持されるように総合的に管理することにより、国土保全と開発に寄与し、公共の安全と福祉を増進することであった。そして、従来の適用河川・準用河川の制度を廃止し、一級河川（大臣が指定）と二級河川（知事が指定）に区分し、これ以外の河川で市町村長が指定したものは準用河川として二級河川の規定を準用する、とした。

ところが、この指定がある区域以外は指定がない。水源や都会の掘り割りなどまでは指定していない。指定されたところは知事などの管理者が管理するけれど、指定されないところは、管理の対象外。これらの指定されない河川は、法律では「公共用財産」ではあるが、「普通河川」といって「法定外公共物」とされている。

私は、「国有林野における水利利用の研究」というテーマで少し研究をしましたが、国有林の水源地域の川は、ほとんど普通河川である。前橋常林局内の群馬・栃木・新潟・福島四県の国有林内の普通河川の管理方法を宮林署と市町村にアンケート調査した。二〇三市町村の調査をし、回答は一三三市町村からあったが、普通

河川の管理がきわめてまちまちということがわかった。国有林内でも町村が管理というものもあったが、営林署の管理というのが多かった。そのなかで「公有物使用条例による」というものがあつた。

普通河川の管理の責任など決めた普通河川条例は、知事が出すことになっている。建設省は都道府県や市町村に条例制定を昭和30〜34年にかけて指導したと思われる。しかし、都道府県ではこの条例を作っているところは一七道府県しかない。規則を作って管理しようということもある。

京都府には条例ができたが、京都市には条例はなかった。この市内の用水路に子供が落ちて死亡し、親から市の管理責任を問う訴訟が起された。条例を持っていないから管理責任は無い、とする市の主張に、最高裁は「(水路工事を市費でやっていることから)市が事実上の管理をしている」として賠償を命じた。従って、逆に工事をしていなければ賠償責任はないのかという問題があるなど、普通河川の管理法体系は不備である。

三重県津地裁の「隣人訴訟」も普通河川管理問題の側面をもつ。善意で子供を預かってもらっていたら溜池に落ちて死亡。親が、預けた隣人・国・県・町を相手に管理責任を問うた。裁判は、「隣人と預けた親権者の責任」としたが、溜池の直接的管理責任者である土地管理組合の責任を問うてみてはどうか。これも普通河川管理の法体系の不十分さを示すものだ。

河川とはなにか
河川法では「河川」とは「公共の水流及び水

面」と規定し、「河川」は「流水と敷地の統合体」としてとらえられている。「流水は私権の対象に出来ない」と明示し、旧河川法が敷地まで私権の対象から除いたのとは変わった。何故に河川敷地に私権を認めるようにしたのか、その理由について私はまだつまびらかにできない。河川区域には「河状を呈している土地で川岸を含む」「ダム・堤防など河川管理施設敷地」「堤外の土地で、地形上堤防が設置されている」と同一の状況を呈している土地で、堤防に隣接する土地、堤防の対岸に存する土地、河状を呈する土地との間に存する土地」が含まれる。河川敷地占有許可準則が事務次官通達として出され、公共占有の優先、公園緑地が不足する場合の河川敷地の解放などが通達された。この占有許可の法律上の権利は定かでないが「公権」で、準則で一方的に決められる、と理解すべきだと思う。準則の見直しがすすんでいるが、十分でない。河川敷地との境界の不明や不法占有の事例も多く、対策も不十分。

本来、河川の水は「公水」である。庭に池を作って水を溜めているのは「私水」といえる。水道や谷川の水をコップに汲むとコップの水は「私水」。河川の水は「無主物」なのだろうか。「無主物」が不動産であれば「国有」である。私権の対象になりうる。ところが、流水は「公物」であっても「国有」でない。私権の対象にならない。

外国ではどうか。イギリスでは、自然の水路を流れる水には所有権も・財産権も存在しない。フランスでは、表流水は公水・私水・混合水流に分かれる。地下水は私水。スペインは流水は

公水。ドイツでは、いち早く近代的な総合水法を一九一三年に立法している。

日本は外国に比べ、水は豊富である。それだけに無駄遣いをしていただけではないか。水が豊富だから、水の使用価値が高いということもあつたのかも知れないが、水が余り不足していないところに大きなダムをつくることをしてきた。徳山ダムも、本当に作らなければならないのか、疑問が残る。東海地方では、現在十分水は足りている。

一級・二級・準用河川以外の河川は、「普通河川」で、「法定外公共物」である。法の不備であるが、この概念は道路法や海岸法にもある。「法定外公共物」は、国有というべきでなく、私権の存在を全く否定することも出来ない。国有林野内の溪流を巡り、農林省と建設省の間で長い間論議があつたが、昭和54年の協議で「国有林野と一体的に管理すべきもの」とし、国有で、林野庁の所管とした。

水基本法をつくれ
河川というのは、日常生活の上で貴重な環境財といえる。しかし、法律上でどう定義すればいいのかという点、無味乾燥なものになる。

「普通河川」について、都道府県が管理条例を作らなければならないのに、管理責任が生ずることを恐れるのか、条例を制定していない自治体が多い。条例がなくても責任があるのだから、条例をきちんと作り管理すべきだ。

また、全体を含めて自然環境保全のため河川を汚してはいけないとか、管理も慎重にしなければならぬとか、「水基本法」のようなものがある、それにもとづいて法令をつくるべき

だと思ふ。

△質疑・討論▽

◇①治水三法のうち、森林法は明治15年に案がつくられたが明治30年に成立した。河川法は29年にあまり審議もなく成立した。28・29年の水害が原因だろうか。砂防法は3月に出して森林法より先に公布された。この関係の背景はなにか。②「河川法の適用はこれ以下」という標識が上流にあってもいいのに、下流に建てられているのは何故か。③「無主公山」という思想が韓国・中国にある。儒教の影響と思うが、国有でない。古代ドイツのアルメンドとどうちがうか。

黒木 無主国有・無主公山、アルメンドに近いのでは。地元の利用権ばかりでなく、旅人にも平等に利用出来たのだろうか。自分たちの生活に必要なものを地元の人が優先的に得る制度ではないか。

◇「無主公山」はお墓をどこにでもつくれることが中心。

◇「火田民」、いわゆる焼き畑農民はどこにでも行けた。

黒木 ①河川区域を明示する標識はある。八木沢ダムでそんな標識をみたが、説明を聞かなくては分からないようなものだった。②治水三法案の経過は判らない。森林法の制定が遅れたのは私有あり、国有ありで難しかったのでは。

◇砂防法が先に出了たため、農商務省と内務省が現場で激しく対立することになった。

黒木 ですから、水基本法が必要だ。普通河川

は土地所有者が土地と一体として管理すべきだ。

◇ダムや河口堰の問題で住民運動が起れば、法が運動を圧迫する。水害訴訟は多いが、河川法で開発抑制ができない。

黒木 河川法では困難だろう。蜂の巣城闘争をみて、リーダーの法律的知識だけでなく、住民の運動を法理論と結合しつつ大衆化していかなく成りか成功はないと思った。

◇「国土の保全」は「治水」だけを指すのか。黒木 改正河川法では、治水から利水に重点が移り、治水の位置付けが低かった。住民側には調査をする資金も能力もないだけに、「ここにダムを作れば危険」「河口堰は環境悪化につながる」という主張ができていく。

◇ダムの過大な放流による被害は裁判になったが、ダムの設置そのものを争う裁判はあったか。

黒木 聞いてない。訴訟で差し止めた例は知らない。最近では、手続きと説得を平行してやるなど、企業側（行政側）の強硬姿勢が目立つ。調査資料を示して住民を納得させる努力を先行させなければ駄目だ。

△プロジェクト▽

秋山紀子・内山節・黒木三郎・高橋裕・田中茂・萩野敏雄・松沢謙

△今後の日程▽

◇1989年5月20日（土）午後1時30分～4時
河川とは何か——現行法制上の地位

講師 黒木三郎早稲田大学教授
◇6月17日（土）午後3時～5時30分
今日の川はいかに作られたか——河川改修の歴史を通して

講師 高橋裕芝浦工業大学教授
◇7月15日（土）～16日（日）
大井川現地視察
案内 田中茂（国民森林会議幹事・元水利科
学研究所）

◇9月16日（土）午後1時30分～4時
河川と地域・流域
講師 田中茂（国民森林会議幹事）
◇10月21日（土）午後1時30分～4時
川の労働史——森林と筏流の關係を中心に
講師 萩野敏雄大日本山林会常務理事（国民
森林会議事務局長）

◇11月18日（土）午後1時30分～4時
水資源開発と今日の農山村の変化
講師 松沢謙（林政ジャーナリスト）
◇1月20日（土）午後1時30分～4時
農業用水の改修は村をいかに変えたか
福島県の農民を招いて

◇2月13日（土）午後1時30分～4時
水源の村は、いま
群馬県上野村村民を招いて
◇3月12日（土）午後1時30分～4時
東京の水は、いま
講師 秋山紀子青山女子短大講師

会場は大日本山林会会議室

水は都市のものか

松 澤 讓
(ジャーナリスト)

北水南送

「カラカラ 沖縄深刻」と、社会面トップの大見出しで、四月一三日の朝日新聞(西部版)は、沖縄の水不足を報じた。

暖冬少雨のこの冬は、早くから各地で水不足が心配された。西日本では一月から給水制限がはじまった地域もあったが、沖縄は二月二五日、一日八時間の断水に踏み切った。三月六日から隔日断水に強化され、それは一カ月以上もつづいた。

新聞によると、リゾートホテルのプールは閉鎖され、ゴルフ場のシャワーは使用中止、水泳の公式大会も中止が相次いだ。レストラン、喫茶店は水のサービスをやめ、公衆トイレも蛇口をしぼった。水の出なくなったタンクを点検中、転落して死者まで出た。人工降雨作戦が展開され、米軍は韓国から野戦用給水タンクを急拠空輸した。

観光が重要な収入源である沖縄にとって、ゴルフデンウィークをひかえた大事な時期、県水道局は窮地に立った。遂に四月二七日、当分の

間という条件つきで全面給水に踏み切り、本土からの観光客を受け入れた。が、水事情が好転したわけではない。水源である北部ヤンバル(山原)の貯水量は五〇%以下。梅雨の降り具合ではいつ制限にもどるか分からない。

沖縄は本島でさえも水事情はたいへんきびしい。島内の自給自足を強いられる。その需給構造は次のようになっている。

水源は島北部を覆うヤンバルの森に集中している。ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネなど貴重な生物を育くむこの森を伐って、五つのダムが沖縄の水を貯えている。さらに数ダムの建設がすすめられている。

ヤンバルの森を訪ねてみるとよくわかる。離島の川だからどれも短かい。最も高い山でも標高五〇〇メートルに足りない高原のような地形だから、大きなダムがつくれない。五ダムあわせても利水容量は六、〇四五万トン、東京・奥多摩の小河内ダムの三分の一しかない。最大の福地ダムは貯水池の上流の端が海岸に迫っている、貯水量がオーバーすると、その上流端から海へ放水する珍らしい形式になっている。あと

の四つは深い森の中で、これらをつないだ導水管が延々と米軍基地の横を通って那覇市はじめ南部地域に張りめぐらされている。

つまり国頭、東両過疎村の水が、南部の人口集中地区を支えている。「北水南送」といわれる水の南北問題をかかえている。

南部は観光の中心、ゴルフ場は二〇あり、さらに七カ所が造成、計画中である。リゾートホテルも多く、工業団地の開発計画もすすんでいる。このため沖縄の水需要は二〇〇〇年までの一七七年間に生活用水は五〇%、工業用水は二倍に伸びると予測されている。

北水南送——つまり水源地域と消費地域の分離は沖縄だけの問題ではない。過疎化のすすむ山村から供給される水を都市部で消費する。その落差が大きくなればなるほど、南北問題は深刻になる。

そこで一つの焦点は、都市部での水の消費動向ということになる。

渴く都市

五月の半ば、北海道にいった。ここでも地元

紙は、水不足、給水制限の危機を訴えていた。例年ならばまだスキーができる北海道も、今年は一カ月も早くスキー場は閉鎖され、雪は消えていた。本州各地も決して例外ではなかったが、五月下旬になってかなりの雨が降り、ひとまず平静を保っている。

毎年のように日本のどこかで聞かれる水不足。そのたびに思い出すのが、一九七八年の福岡大洪水だ。もっと遡れば一九六四年の東京オリンピック大洪水があるが、東京についてはまた別の項で書くことにする。

福岡大洪水は同年五月二〇から翌年の三月二四日までつづいた。一日一五時間の給水からはじまって、最もひどいときは一日五時間、九、一〇月の二カ月は午後三時から九時までの六時間給水がつづいた。五、六時間給水とはいっても、高台や配水管

の末端などでは全く水の出ない断水地区が四万四〇〇〇世帯にも達し、百万都市はパニック状態になった。

プールの閉鎖はもちろん、団地の水洗トイレが使えず、トイレを借りにアパートまでかけ込んできた。団地の上階では、給水のバケツをかかえて上り下りする主婦や老人が真先に倒れた。大洪水取水で福岡に行っていた私は、街の食堂で〇Lに泣きつかれた。上役は明るいうちにさつさと帰って水汲みにはげむが、私たちばかり残業させられて、アパートに帰ったときはもう断水、食事も作れない、と食堂でベソをかいていた。

大洪水の程度をあらわすのに、節水率に制限日数を掛けた値(％・日)が用いられる。福岡の制限日数は二八七日で、その間節水率は何度も変更されたので、それぞれを掛けあわせて合計すると、洪水度は八、一六〇％・日になる。

ちなみに大きな都市洪水をみると、沖繩(八一年)六、二〇〇、長崎(六八年)五、〇〇〇、小瀬川(七七年)四、八二〇、松江(七三年)三、九三〇で、東京オリンピック大洪水は二、七〇〇％・日であった。

福岡市民はこの大洪水で、あらためて水がいつときも生活に欠かせないものであること、節水の大切さをしみじみと感じさせられた。以来、水道の蛇口についているコマを節水型にとりかえ、水の出を制限し、水の需要量がぐっとおさえられた。

こういうニガイ経験をしないと、水を大事にしなければならぬという気持は湧いてこないものらしい。政府は七十七年から八月一日を「水の日」とし、それから一週を「水の週間」として節水型社会を呼びかけているが、実効があがっているとはいえない。

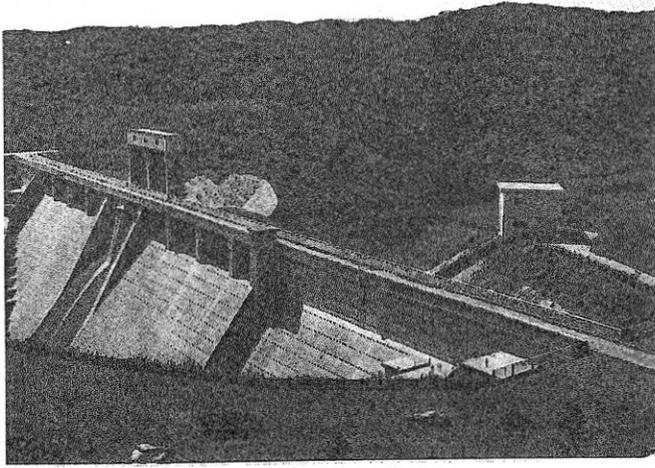
近年の少雨傾向が、しばしば洪水を招く原因の一つではあるが、もっと大事な、忘れてならないことは、高度経済成長期を通じて、水は文明のバロメーター」と持ちあげられ、水をたくさん使うことが進歩だとの考えが広められたことであろう。

都市の水

水の需要は大きく分類すると、生活用水、工業用水、農業用水に分けられる。農業用水は昔から、くりかえし利用され、再び川にもどされる点で他の二つとは少し性格がちがうが、生活用水と工業用水は使い捨てられる。この二つを一括して都市用水という。つまり都市の水は使い捨ての思想から出発している。

近年、工業用水は回収してくりかえし利用する努力が重ねられ、回収率が高まって新しい水の使用量は抑えられてきたが、生活用水は依然として使い捨てられ、水質汚濁の元凶ともなっている。

生活用水は、各家庭で日常使われる家庭用水と、アパート、スーパーや事業所、病院、公共用など社会活動に使われる都市活動用水に分けられる。これらは人間の生活に直接必要な水だ



ヤンバルの森を伐りひらいてつくられた普久川ダム(一九八二年完成) 1985年秋撮影

表一 生活用水原単位の推移 (ℓ/人・日)

	1965年	1975年	1985年	2000年
北海道	136	189	238	295
東北	131	217	267	318
関東内陸	156	230	299	363
関東臨海	200	297	318	373
東海	165	272	311	372
北陸	141	258	322	390
近畿内陸	162	272	316	379
近畿臨海	192	314	340	430
山陰	125	237	276	341
山陽	190	285	311	375
四国	122	234	307	377
北部九州	139	236	257	332
南部九州	138	230	282	349
沖縄	-	273	349	407
全国平均	169	268	304	368

注：(1) 国土庁資料による

(2) 2000年は国土庁の全国総合水資源計画
(ウォータープラン2000)の予測値。

から、一人一日あたりいくら使うかによって、水の需要量が計算できる。この一人一日あたりの使用量をリットルであらわしたのが生活用水の原単位とされている。

その原単位の変化をみると、表一の通りで、二〇年間に全国平均で八〇%も上昇している。とくに関東臨海、近畿、東海、山陽など都市の集中しているところ、本州中部が高い。二〇〇〇年の予測では全国的に上昇している。この中で九州北部が比較的低いのは、福岡渇水後の節水意識があらわれているのかも知れない。

ところで私は、東京に住んでいた一九七〇年から一五年間の家庭での使用量を調べてみた。四人家族のサラリーマンという標準的な家庭と思われるが、便所が水洗化される前は原単位は

ほぼ一四〇リットルになった。家庭用水は東京でも大都市に住んでも、使用量はそれほど変化しないはずだ。それからみると表に示された原単位のうち大都市集中地域は、都市活動用水の占める量が約半分あると考えられる。一方、地方が少ないのは都市活動用水の比率が低いことを示しているといえないだろうか。

二〇余年前に国際基督教大学と日本都市センターが共同研究した「水と土地利用の研究」によると、市街化度がすすむにつれて都市用水の中に占める家庭用水の比率が低くなり、都市活動用水の比率が上昇するという。云いかえると家庭用水は人口の増加に比例してふえるにもかかわらず比率が低くなるということは、市街化度がすすみ、人口集中がすすむほど、人口増以

上に水の使用量がふえるということだ。

それは人口の集中度が高くなると、事務所や官公庁、デパート、ホテル、病院など社会活動機能が複雑になり、人口比以上に水の使用量がふえることによる。

そうすると人口集中がすすむほど、日本全体としても使用量がふえる。まして特定地域に集中化が片寄れば、その地域の使用量は急激にふえ、供給の対応が追いつかなくなることもしり得る。

水需要の増加には、いろいろな要素があるから単純に割切るわけにはいかないが、大都市ほど、水をほしがらる生き物、ということができ

水の需要

水の需給について、国が総合的な予測・計画をたてるようになったのは七〇年代に入ってからである。

建設省が七一年、広域利水調査によって八五年の見通しをたてたのははじめ、七三年に第二次調査を出した。同年に国土庁が発足してからは水資源に関する企画調査は国土庁にゆだねられた。

そして七八年、第三次全国総合開発計画(三全総)をふまえて、はじめての長期水需給計画を明らかにした。その後、低成長期に入った経済情勢の変化を修正、八七年に四全総に沿って全国総合水資源計画(ウォータープラン二〇〇〇)を樹て、現在の基本計画になっている。

その経過は表二のようになっている。

表一 2 水需量の推移と予測

(億トン/年)

	都市用水			農業用水	合計
	生活用水	工業用水			
1958年	34.1	69.7	103.8	500	603.8
1965年	68.3	126.9	195.2	500	695.2
1970年	95.7	174.6	270.3	523.6	793.9
1975年	123.4	182.8	306.2	570	876.2
1980年	137.0	165.0	302.0	580	882.0
1985年①	206.5	370.8	577.3	585.6	1,162.9
1985年②	188.3	259.3	447.6	620	1,067.6
1985年③	151.2	155.9	307.1	584.9	892.0
1990年	214.6	292.8	507.4	637.8	1,145.2
2000年①	207.0	231.0	438.0	638	1,076.0
2000年②	208.1	222.2	430.3	625.7	1,056.0
2010年	237.0	281.0	518.0	642	1,160.0

注：(1) 1958, 65, 70年は建設省, 以後は国土庁資料による。

(2) 1985年①は建設省1973年の予測

“ ②は国土庁1978年の予測

“ ③は実績

(3) 2000年①は国土庁1983年の予測

“ ②は国土庁1987年の予測

(4) 2010年は国土庁1983年の予測

七三年の調査では、八五年の年間総需要量を一、一六三億トンと推定した。日本の水資源は①降水量は地域によってかなり差がある、②河川の流量は時間的な変動が大きい、③すでに各河川の濁水流量（河川の流量が一年を通じて三五五日は確保できる程度の流量）はほとんど農業用水に利用されている、④今後さらに都市用水の急増が想定される、⑤地形的条件などからダム建設による開発は不利である、⑥需給バランスをとるには流況の平滑化と地域的な平滑化が問題である、との六つの状況把握を計画の土

台としている。

この中で③は、上流にダムを作って流況を調整する必要性の根拠とし、④は、列島改造をふまえた人口集中と工業化、⑤はダム開発コストの上昇、⑥は流域を越えて人口集中地域へ水を供給する広域導水の布石としての意味をよみとることができる。

七八年の国土庁計画では八五年の需要を、先の建設省見直しよりおさえた数字になっている。例えば年間の増加量をはじめてみると、建設省の六五―七〇年実績が一九・七四億トン、七〇

―八五年予測が二四・六億トンと急増しているのに対し、国土庁計画は七五―八五年が一九・一四億トン、八五―九〇年が一五・五二億トン、ところが八五年の実績は八九二億トン（八八年水資源便覧）で、七五―八五年の年間増加量は一・六億トン、ひとけた違う。社会・経済情勢の変化が予想以上であったということだろうが、まさに水需要の予測は「水もの」である。あるいは開発当局の「水増し」といったらからんぐりすぎか。

ともかく、これだけの大きな食い違いをみせるのは、水需要予測の基礎となる社会・経済の予測データが多すぎるため、誤差が拡大されるのが最大の理由であろう。だが、こうしてできた需要予測によって開発計画がすめられれば、必要以上の開発が行われるおそれは十分考えられる。

しかしそれならば、毎年どこかでおこる水不足は何からくるのか、との疑問は消えない。その分析はおいおい書く予定だが、ひとことではいえない。水資源を考慮しない開発、都市集中の政策による、とだけいっておこう。

最も新しい八七年の計画によると、二〇〇〇年の水需要は一、〇五六億トンと見込まれている。全体としてはこれまでの予測よりさらに下回っているが、この中で問題となるのは関東臨海、東海、近畿臨海の増加量がきわだって多いこと、第二は、それぞれの地域の水資源賦存量に対して、関東、近畿、北部九州の利用率が高くなっていることだろう。



緑は動植全生命の元 世界平和の力

菊池善隆

身勝手日本人に怒り

昭和63年（1988年）3月22日、大阪港から鑿真丸に乗船し、第三次訪中団として南京大虐殺被害者追悼献植に出かける予定でありました。

18日から、東京三鷹の杏林大学病院第三内科齊藤昌三医長と池田晃治胸部外科医長を主とする二人の主治医の再三回の診察で足どめとなり、急抛入院の上、3月28日地下大手術室で3時間の胸部外科手術、その左胸壁ノーマル設定・負荷（予想寿命87・1）を受け、4月22日その抜糸を終えました。

このような体の止むなき事情で、中国本国の対外友好協会会長・章文晋先生はじめ、中国江蘇省人民政府代表・段緒申先生各位、南京市政府中心の李瑞亭先生や、孫文学先生各位等々、御好意の有志皆様に対しては勿論のこと、当方

日本国内の関係各位に対しても、わが身自身の絶っての不本意にも拘らず全行程に対して、欠場のやむなき結果を招来して、心底から申訳次第もありません。

さて、左心臓ペースメーカー入植後の流石の難病急性心不全（ドイツのベル病、日本文字の洞不全症候群）も、退院離床後8月頃からの、身辺有志各位の切実な動意には、本当にこのままではじっとしておられなくなってきました。

特に私の動意を打ち、最もツライのは終生全身全能を傾投し尽して行かねばならないと、スタートしている自らのセメ苦であります。

この点、先に他界の、有沢広巳・学士会館理事長や、松本重治・国際文化会館理事長の異曲同行（昨年12月9日付朝日新聞）に対して、及ばずながらの先進的道開きをして、重ねて後押努力を今後努めることを以て、本懐の限りとするものです。

この対中国の贖罪に対して、日本の青壮年た

ちは、そんな過去の事に関しては、オレ達にはもう関心が少く、真剣さを感じない」の声を、次第に多く耳にするが、これに対して私は、どうも、納得がいかないのです。

早い話は、北海道では今日現在でも、国後（クナシリ）、エトロフ等、いわゆる四島問題に、最初から変らない領土の全面返還等の要求を、小學生に至るまで、力の限りをふり絞って年中堂々とやり続けて来ている現状にもかかわらず、こうした緑の献植普及という対中国贖罪に対しての、快よい積極的協力に、フクレ面をするのは一体どうした使い分け方だろうか、私は驚いているところです。

かてて加えて、自分たちの加害戦禍での自らの日本民族の遺孤児達にまで、イミ嫌い扱を平気でやり続けている見苦しい、全く身勝手本位な汚い根性のあり方は、何んとしても納得がいけないのです。

悠久の昭和緑の贖罪

昭和天皇の戦争責任問題が、一九四五年の木戸侍従長の諫言以来、くすぶりながら、とうとう

う御他界の今日に至るまで、否、今後もそのくすぶりが続くことでしょう。

とも角、昭和の去就が世の噂と共に去り、且つ戻りではあるが、今後も日常の中に没却してならないものがあります。

それは、「昭和」から、「平成」への変わり目に高まった「過去への反省」です。

その反省と云うのは、竹下総理の口グモリのように、そのよしあしに何れを選ぶかの、判断を下す意味や、悪いものを今更改めて取り上げる意味ではなく、「昭和は去っても、その反省を決して忘れない」ことであり、今後もこうした論議を一過性としてはならないことです。

なお、併せてこの所論に上げれば、天皇、皇位、大皇位等と云う、具体固有名称にふれていることでもない。従って昭和は去っても、天皇制が抹削されても、その過去を忘れることではないことも明々白々である。

不撓不屈

境遇を生かし

環境に生きる

植林を通して中国に戦争中の償いをしよう、菊池善隆さん（八三）は、日中の国交が回復して以来、「緑の贖罪（しょくざい）」を続けています。初めは個人的に木の苗や種子を送っていましたが、三年前からは、賛同者と共に現地に足を運んで植林活動をするようになり、これまでに梅、ケヤキ、サザンカなど約一万五千本を植えました。今年、ブドウやスモモ、カキ、ネクタリンを、合計二千本植えます。

世界の焼き畑耕作と森林

市川健夫

(東京学芸大学教授)

世界の焼き畑耕作

全世界の人口は五〇億をこえたが、その大部分は農業に生業を求めている。そのうち四分の一以上の人たちが、焼き畑農業に依存している。生態学関係者によると、世界では一分間に五〇ヘクタール、一年間に二六二八万ヘクタールの森林が消滅しているという。この面積は、日本の全森林面積(二四七〇万ヘクタール)よりも多く、わが国の国土の七〇%にも相当する。このような森林の急減は、生態系を破壊し、地球温暖化の一要因になっている。第二次大戦後、マリアナなどの病気が熱帯諸国で減ったこともあって、南の低開発国における人口が、幾何級数的にふえている。その結果、燃料に用いられる薪炭材の採取が増加し、また森林における家畜の過放牧が進められたことから、森林が減っていった。このような森林の破壊には、このほか焼き畑耕作の増加も大きくかわわっている。

低位開発国において手取り速く、食糧を増産

し、生活水準を向上させるに役立つ手段は、焼き畑の造成である。アフリカのサバンナ(熱帯草原)は、疎林のある草原であるが、これは単に冬季の乾燥気候に形成要因があるばかりでなく、焼き畑耕作という人為的要因も大きく加担している。

東南アジアのタイでは、この一〇年間に森林面積は四分の一も減ったといわれる。これは焼き畑にトウモロコシとキャッサバを栽培し、これを主としてヨーロッパ諸国へ飼料として輸出し、あるいは飼育したブロイラーの肉を日本へ送っているからである。キャッサバはラテンアメリカの原産だが、世界のキャッサバ協会がバンコックに置かれているほど、東南アジア諸国ではその栽培が盛んである。その結果、タイの豊かな森林は、南洋材の輸出増加もあって、急速に失なわれている。

中国政府は原則的に焼き畑を禁止している。ところが、雲南や海南島などの華南では、少数民族による焼き畑耕作が盛んで、照葉樹林文化複合の重要な要素にさえなっている。海南島の

西部尖峰嶺の山麓にある林業研究所の構内まで、焼き畑がつくられているのを見て驚嘆したことがある。このため、海南島の森林は、一九三三年全島の五〇%あったものが、一九五六年三六%、一九七九年一〇・七%に減少している。

雲南省は照葉樹林文化の故郷と呼ばれているが、省都の昆明市以北では、仏教寺院などいわゆる鎮守の森でもない限り、照葉樹の天然林をみる事ができない。数千年にわたり、焼き畑など掠奪的に土地利用がなされた結果、山地は荒れ果てて、矮小な雲南松の二次林になっているところが多い。このような森林でさえ、現在山羊などの放牧がなされているところが多く、林床には草があまり生育していない。したがって、森林地帯には腐蝕土が見られず、軽鬆な土が堆積しているにすぎない。このような土壌地帯では、森林を焼いて耕作しても、収穫があまり期待できないので焼き畑耕作がいまではなされてはいない。

玉龍天山(五五九五メートル)の山麓にある雲南省麗江市あたりは、少数民族である纳西族

の居住地域だが、伝統的な民家には校倉造りの家屋がよく見られる。木材をふんだんに用いた校倉造りは、森林が豊富で原材料が安くないとつくりえない。かつて雲南省北部は照葉樹林が豊かであったが、現在では森林に乏しく、校倉造りよりもより、焼き畑耕作の再生産も困難になっているのである。

熱帯ではラテライト土壌（紅色土）が多いが、焼き畑をつくと表土が流失しやすく、また焼き畑を放棄した後も、草生の復活が不十分で、裸地になりやすい。極端の場合、岩石砂漠のような状態になる。このようなバットランド化は、焼き畑耕作による自然破壊といわれるゆえにある。しかし、熱帯でも褐色土の地区では、森林の天然更新が可能である。

現在、世界における焼き畑耕作は、東南アジア、南アジア、アフリカ、ラテンアメリカなどの低開発諸国に主として営まれている。焼き畑では、アワ・キビ・シコクビエ・ヒエソルガム（高黍・高粱）^{アワリヤン}・トウモロコシなどの雑穀、タロイモ・ヤムイモなどイモ類が主に栽培されて重要な食糧資源になっている。

ところで、現在先進国である西ドイツでも、シュバルトワルドなどの山地において一九世紀まで焼き畑が耕作されていた。それは農業の近代化とともに消滅していったのである。

日本の焼き畑農業

第二次大戦後まで、わが国における農業は、弥生時代から始められたというのが定説になっ

ていた。ところが、考古学者の藤森栄吉が、八ヶ岳西麓の井戸尻遺跡（長野県）から出土した炭化した炭水化物から「縄文農業論」を称えた。以来、縄文時代に農耕が営まれていたことは、「水稲以前」のミレット農業論などで定説化している。

最近花粉分析の手法が進んだ結果、島根県から一万年前のソバが出土している。また長野県の荒神山遺跡、大石遺跡から、縄文中期の五〇〇〇〜四〇〇〇年前の炭化したエゴマ（荏胡麻）が発掘されている。これらの事実は、縄文時代から既にソバなどの雑穀が栽培されていたことを示している。

原始時代の農耕は、水田・常畑^{じょうはた}などの永久耕地でなく、森林を焼いてつくった焼き畑で営まれていた。花粉分析によると、縄文中期以降、赤松が急速にふえてくるのは、このころからわが国では照葉樹林やブナ林が焼かれ、その跡地に赤松などの陽樹の二次林が自生してきたを示すものだ。森林に野火をつけて焼くことは、草原にして狩猟動物をふやすという場合もあったが、わが国では焼き畑の造成が主目的であったと思われる。

畑は国字で、字形からその原動的な形態は焼き畑であったことを示している。ちなみに朝鮮では焼き畑を火田、また中国では焼き畑耕作を「刀耕火種」というが、いずれも焼き畑の形態を端的に示した用語である。

開発が早く進んだ近畿地方をはじめとする西日本では、水田が開発されたこともあった。焼

き畑耕作は山間部を除いて古代に消滅していた。しかし、武蔵野をはじめとする関東平野の台地では、室町時代まで残った。万葉集の東歌によると、奈良時代の武蔵野は一面の草原原であったが、これは焼き畑耕作のために、野火がつけられた生態系であった。本来シイやカシの照葉樹林が現在ほとんど見られないのは、野火の結果消滅したからである。「雑木林」と呼ばれているコナラ・クヌギや赤松の林は、焼き畑の跡地に生まれた二次林である。現存の平地林の植生まで、焼き畑耕作の影が色濃く残っているのである。

焼き畑の地方名をみると、刈野^刈（東北地方・新潟県・群馬県）、刺^刺（関東地方）、雑畑^{雑畑}（富山県・石川県・岐阜県）、山畑（富士五湖地方）、切畑^切（中国地方）、木庭（九州地方）など地域によってさまざまである。

このような地方名をもつ焼き畑は現在農林水産省によって統一的使用されているが、切替畑とは区分されている。切替畑は焼いて耕地として利用した後、人工林を仕立てる場合をいう。切替畑は西日本の九州・四国の山地に多いが、ここではヒノキ・杉が主に植林されている。しかし、伊豆七島や北上山地では、切替畑にハンノキを植えている。

隠岐や対馬に代表される牧畑は、放牧地と耕地を輪換して利用するもので、これも一種の切替畑といえよう。

焼き畑・切替畑は永久耕地でないため、江戸時代の検地帳には記載されていない。そこで焼

き畑の年貢は役人による検見けんみにより年々取り立てられた。

一九五〇年の農林業センサスでは、「焼畑・切替畑」の面積調査を実施している。これによると、九州・四国の山間地と、北陸と東北地方の日本海側に、焼き畑・切替畑が多く分布している。しかしその実態は数値をはるかに上回っている。焼き畑や切替畑を耕地と認識していない役場職員や農民が多いために、統計に出ない部分が少なくなかった。たとえば信州秋山郷（長野県塚村、現栄村）の上ノ原・和山両集落は、一九五〇年当時ほとんどの農家が焼き畑耕作を営んでいたにもかかわらず、統計上では皆無になっている。このような事情を勘案すると、農林業センサスの二〜三倍以上の焼き畑が現実には営まれていたものと推定される。

焼き畑農業の現状

焼き畑・切替畑農業の悉皆調査は、一九五〇年のセンサス以降は行なわれていない。第二次大戦中から戦後にかけて悪化した食糧事情は、一九五〇年代に入ってから好転し、無理に生産条件の悪い焼き畑耕作をしなくてもよくなった。焼き畑耕作の減少要因としては、山村における開田があげられる。戦後稲作は保温苗代による早植え、化学肥料の使用などによって、その生産力が急増し、また安定した。その結果、焼き畑の雑穀農業に比較して、稲作は四倍以上の生産力をあげるようになった。そこで、これまで水田が皆無、もしくは少なかった山村におい

ても、開田が宮々として進められてきた。その一面で生産性の低い焼き畑耕作が放棄されていった。

また山村における用材・パルプ材の商品化、林業・公共事業における賃労働の増加によって、現金収入が多くなり、米などの主要食糧の購入も容易になったことも、大きな要因としてあげられる。いずれにしても一九六〇年に入ると、焼き畑耕作はさらに急ピッチで衰退し、六〇年来には日本における焼き畑は、そのほとんどが消滅した。

西日本の照葉樹林帯における焼き畑の造成は、冬のうちに森林を伐採し、春先に野火をつけて焼き、直ちに播種するので、アワ・キビなどを初年度から栽培できる。これに対して、雪の深い東日本のブナ林帯では、雪融けが遅くて春の播種に間に合わないのが、七月下旬の梅雨明けとともに乾季に山を焼く。そこで初年度は穀物ではソバのみしか作れない。しかし夏焼きは森林が水を充分吸収しているのが、山火事の心配が少ないので、焼き畑の造成は楽である。またわが国におけるソバ食が東日本に卓越しているのは、焼き畑耕作と関連があると思われる。

信越国境の秋山郷における焼き畑の輪作形態をみると、火入れをしてから降雨があると秋ソバを播き、二年目から畝をたてて、アワードイズーアワードイズ、エゴマ（荏胡麻）—アワードイズ—アワの順に栽培し、最後にソバ、エゴマ、キビを作って、捨てた。焼き畑の利用期間は四〜六年である。

明治時代秋山郷では直径三〇センチもある森林を伐採して、焼き畑をつくった。地力が肥えていたので、一〇〜一五年間作付けが可能であった。しかし戸数がふえて、焼き畑にする用地（部落有林野）が相対的に減ったことから、一五〜二〇年以上休閑したものが、一〇〜一五年と短くなり、そのため地力が低下した。その結果、一〜二石あったソバの反収は、現在〇・三〇・八石に低下し、またアワの反収は一・二〜二・五石から、〇・四〜〇・八石に落ちていく。

焼き畑耕作の最も盛んであった四国山地をみると、一九六〇年代「拡大造林」政策とともに、切替畑に杉・ヒノキの造林が進められた。これまで四〜五年間作物を栽培していたものが、一年間のみで直ちに植林される場合が多くなった。その結果、造林地は急ピッチに増加したが、一九七〇年代後半になると、新たに造成する切替畑用地がなくなり、漸次山を焼く農法は見られなくなった。その結果、山村の過疎化が進んだ。「焼き畑の村」として有名だった高知県地川町椿山つばやまを、この五月一二年ぶりに訪れたところ、一九八七年を最後に切替畑はなくなったという。このあたりの農民は切替畑を焼き畑と呼んでいるが、伐採跡地を小作人に耕作させることは、たとえ小作料は安くとも、山林地主にとってきわめて有利なことであった。これは植林の際、「地ごしらえ」（整地）を必要としないので、それだけ造林費を引下げることができたからである。

九州の阿蘇火山麓では、未だに切替畑が各地に残っている。ここでは小面積の杉の伐採跡地を焼いて、サトイモを一年間栽培している。サトイモは古くからの焼き畑の作物であり、そのような作物が栽培されていることは、大変意味のあることだと思われる。

越中五箇山（富山県平村・上平村・利賀村）、飛騨白川郷（岐阜県白川村・莊川村）、南アルプスの遠山郷（長野県南信濃村・上村）や奈良田（山梨県早川町）など、全国的に有名だった焼き畑耕作の多くは、消滅して現在みることできかない。東京都でも伊豆七島を中心に、一九九戸、二・三九町歩の焼き畑、切替畑が統計と耕作されていた。

このような焼き畑耕作の衰退とともに、そこで栽培されていた伝統作物の多くが消滅していった。シコクビエ・畑ビエ・タカキビ・カンノカブ（焼き畑のカブの意）など、貴重な生物資源が失なわれたところが少なくない。

焼き畑農業のもつ役割

焼き畑はハックバウ（棒耕）といわれるように、棒で耕土に穴をあけて播種する原始農法を連想する人が多い。しかし隠岐の牧畑や雲南の焼き畑などでは、牛を用いた犁耕が営まれて常畑と変りないほど集約的栽培が行なわれており、焼き畑農業を一概に粗放的原始農法と考えるのは誤りである。

また焼き畑・切替畑の栽培作物は、主として雑穀といも類であるが、和紙の原料となるミツ

マタ・コウゾ、油脂作物のエゴマなどの商品作物も作られていた。現代日本で焼き畑の盛んな村落は、商品作物として赤カブを生産している地域であることが注目される。

山形県温海町は、日本海岸の温泉集落であるが、その山間部に一霞という農業集落があり、ここでは毎年三〇ヘクタールほどの焼き畑が造られて、そこで温海蕪という赤カブが栽培されている。この赤カブは農協の手で漬物に加工されて、東京市場へも出荷されている。焼き畑で作られた大きな赤カブは、実がしまっているが、果肉が軟らかで甘く実にうまい漬物である。

福井県大野市の朝市で、大きな赤カブが売られている。売っていた農婦に聞いたところ、隣接する美山町阿内集落で作られている河内蕪であることを知った。翌年夏河内集落に行つて、毎年一〇ヘクタールほど造られる焼き畑で、赤カブが栽培されていた。この河内蕪は漬物のほか、味噌汁の具などにも用いられている。

日本海がわには、赤カブが広く栽培されているが、これらはシベリアマークで、わが国に伝播した伝統作物だと考えられている。この赤カブは、焼き畑で作ると大きく成長し、その品質もよい。常畑で連作すると矮小化する不思議な作物である。赤カブに限らず、野沢菜なども、焼き畑で作ると、遺伝子が活性化されて、丈が大きくなり、しかも葉茎が軟らかで、うまいものが生産される特質をもっている。これも焼き畑のもつ長所であるといえよう。

近年、島根県仁多町では、山林を有効に利用

するため、温海蕪を導入して、焼き畑で栽培し始めた。赤カブの生産量は四〇トンほどであるが、これを漬物に加工して販売し、町づくりの一手法として成果を納めている。

前述した秋山郷小赤沢では、私が奨めて一九七五年以来、焼き畑耕作を復活した。焼き畑耕作を記録保存ではなく、永くその技術を伝承するために、組織的に取り組んでもらっている。見学者の便を図るために、毎年八月の第一日曜日に焼き畑の火入れをしているので、機会をみて見学していただければ幸甚である。宿泊などは、福原初吉氏（〇二五七―六七―二一三六）あてに紹介すれば、便宜を図ってくれる。

現代日本における焼き畑・切替畑農耕は、いづれも小規模で、自然破壊をもたらすものではない。焼き畑の跡地には、雑草が繁茂し、直ちに陽樹が自生してくるので、ひどい土壌侵食もみられない。また焼き畑農耕は、化学肥料と農薬をまったく使わない自然農法である。したがって、ここから収穫される農作物は、品質がよく、しかも美味である。特に焼き畑でとれるアズキは粒が大きく、色が鮮かである。これを原料としてつくられる和菓子の味は最高である。

森林の高度な利用を進めるためにも、焼き畑との輪転はきわめて有効である。小規模な焼き畑にカブ・ダイコン・アズミなどを栽培して、焼き畑ならではの醍醐味を是非味わっていただきたいものである。また「山村定点観測」の上野村あたりでは、切替畑を復活することが、村起しの一助になると思われる。

日本における国有林の成立とあゆみ

——国有林野法の成立頃まで

船越昭治

いま、国有林の存在が改めて問われようとしています。累積債務に悩み、「財政再建」のため林業からも地域からも撤退しようとするらみえる国有林——。国民共有の財産である国有林はどこへ行く——。国有林の歴史の中から、問題の所在をさぐるための連載を始めることにした。

日本における国有林野が名実ともに確立するのは地方管理から国直轄に移行し、国有林野法によって法的な根拠が与えられる明治三〇年以降のことである。国有林としての骨組みは明治六年の地租改正、これに引続き実施された土地官民有区分事業で固っていくが、その過程が曲折した経過をたどったのは、明治前の林野の所有、利用の形態及び後進国家としての日本の近代化の特質と深く関わっている。

一、明治期前の林野の所有と利用

およそ一七世紀半ばに日本の幕藩体制が確立されるが、それ以降の林野は、管理の主体がどこにあるかによって三つの形態に分けることが

できる。

一つは幕府や藩の管理にかかると、一般に御山、御林、御直山などよばれた。内容的にみると、今日的意味での排他独占的な占有権、利用権の内容をもつ完全藩有的なものと、明確な管理体制をもたないか乃至はある程度の村方利用も認められる緩やかな不完全藩有形態のものに分けられる。前者の管理の実体をもつ藩有林は、木材生産を行ううえで価値の高い山林や水林、水の目林などよばれた水源かん養や保全上重要な森林に集中されており、後者の形態のものは、地元民の生計上必要なものは一定の範囲内で利用を認めるといふ形のもので、むしろ一般的であったといえる。また、幕府管理にかかるとよばれるものは概して

幕政上の要衝の地や、天然の美林地帯に設けられており、木曾にみられたように「木一本、首一本」といわれるほど取締りは厳しいものであった。

第二は、管理の主体が村にあったもので、徳川時代の大部分の林野は、こうした村落の共同利用に委ねられた入会山によって占められていた。この種の林野は一般に村山、村持山、野山などとよばれていた。村の共同管理にたつ入会利用をとるが、村持山に当該村の村民が入会するという村中人会、数ヶ村持ちの林野に各村々の村民が入会する数村持入会、他村の林野に入会する他村持入会、の三つの形態がみられる。

これら村持山は、年貢を徴達する安全弁として「生かさぬよう、殺さぬよう」営農資材、生活資材の採取を認められた林野である。そこでは、共同体の自治と関っているいろいろな取り決めがみられる。入山や閉山の時期、使用する器具や利用量に対する制限、資源維持のための共同出役など、厳しい共同体内の規制によって結合

されていた。その取り決めは今日的な条文の形式をとってはいないが「書かれざる法」として、強い拘束力をもっていた。

第三のものは、私的占有にかかる林野である。徳川時代には土地の永代売買は原則的に禁止されていたから、私的所有の關係は正常な形では成熟しなかった。しかし、徳川中期以降になると、村持山の解体による事実としての個人所有が形成されるようになる。百姓山、百姓持林などとよばれるものがそれで、農地や屋敷廻りに存在する場合が多いことから屋敷林、田添、地付林とよばれることもある。

徳川中期以降になると、大消費地の背後地帯から木材の商品生産が活発になり、解体された村持山の持分や百姓山の質入、書入れによる売買がみられるようになる。これに対し、東北や九州などの遅れた山村部では中世からの系譜をもつ村役人筋、土豪による林野の支配關係がみられ、本格的な入会關係も、自由な私的所有關係の成立も概して進まなかった。

徳川時代における林野には有租のものと同無租のものがあった。有租の場合一般に「小物成」の形態をとり、山役、野年貢などの名称でよばれていた。この小物成じたい林地を課税の対象とするのではなく、柴草など地上物の採取にかかるもので、本来の意味での正租でなく採取料、利用料の性格をもつものと考えられる。明治に入ってからの所有権確認過程で、所有の事実關係として正租納入の有無、高入りの事実や慣行の内容が厳しく要求され、多くの村持や個

人所持の林野は「所有ノ証タリ得ズ」として官林に編入されていくことになった。

二、国有林成立の経過

日本における国有林の成立は明治六年地租改正、これに併行して実施された土地官民有区分事業を出発点に置いている。

地租改正は土地の所在および面積を確認し、地価を査定して一定の税率による金納制を採用する、という点にあった。わが国林業や山村において、地租改正が果たした決定的な意義は、本来収益の対象たり得なかつた山林原野にも一定の地価を査定し、税金を掛けるに於てであり、その前提として強制的に官か民かの所有権を設定していったことにある。空気や水になぞられる林野に税金がかかるということは、明治初期の山村民にとってはまさに晴天の霹靂であつて、納税負担を恐れ、持山の献上を願ひ出て租先伝来の山林を手放す例も少くなかつた。

地租改正の前提となる所有権の確認は土地官民有区分事業として展開された。明治八年の太政官布告「地所名称區別改正法」では、林野の所有権を大きく官有地と民有地一種、二種に区分した。民有地一種とは「人民各自所有ノ確証」ある林野、二種は「人民数人或ハ一村或ハ数村所有ノ確証」ある株場や牧野など官林にあらざるものとされている。問題となるのは所有確認の根拠であるが、紆余曲折を経たうえ、統一方針として明確にされるのが明治九年の山林原野

官民所有区分方法であつた。これによると、旧藩時代から村持と定められ草木を自由に採取してきた林野で、近くの村々もそれを保証するものや、植林や焼払い利用など村所有地として適切に利用してきたものは民有地二種とする。従来貢租を支払ってきた林野であつても、天然の草木を利用するだけで積極的に培養しなかつたものは民有地と認めない、官林に編入する。薪や株などを採取して商売しているだけでは、たとえ山代金を支払っている場合でも民有とは認めない。というものであつた。

土地官民有区分事業は明治十四年頃を以て一応終了する。現場における官民有区分の裁定はまことに厳しいもので、畑の畦廻りに木が数本立っていたところ、「木」二本を以て「林」となり、三本を以て「森」を成す、といつて畑まで官林に没収されたという事例もあつた。村持山の多くは、所有の確認を主張できないまま官林に編入されていった。

官民有区分事業がなぜ官林創設を基軸に展開されていったかという点、その背後に新国家建設の基盤として国有財産を確保するという要請があつた。国有財産として設定された官林が国有林という形の明確な性格賦与が行われ、具体的な事業経営に踏みだすのは明治三〇年代以降のことである。それ以前は経営体制を確立するための準備期間であると同時に、財源目的や殖産興業Ⅱ産業おこし、のための官林売払いが広汎に行われる時期でもあつた。

官林の売払い政策は、明治三年の開墾規則あ

たりから形を整えてくる。この規則では反別五町歩以内の開墾を許しており、二年後の五年大蔵省達は、これまで官林として伐木等禁止してきた山林も希望があれば払下げ、伐木しても山林として所持しても結構、「全ク公物ヲ私有物ニ相改候趣旨……」という徹底したものであった。この初期売払政策は明治六年頃で一旦終了する。その後、明治一〇年代から二〇年代前半にかけて華土族・政商・上層官僚を対象とする売払い事業が登場する。

旧藩主を主体とする大規模売払いが一〇年代は内地で、ついで二〇年代に入って北海道で展開される。政商系の土地取得も明治一〇年代に入ってから活発になり三井、住友、三菱、藤田などの巨大所有が三〇年代には確立される。わが国の大農場経営として歴史に残る神津牧場、鍋島牧場、渋沢農場、小岩井農場など、すべてこの期に成立期を置くものであった。こうした林野の大規模売払いは、前期のそれが資本に転化される財源目的であったとするならば、一〇年代以降のそれは産業育成政策の一環としての勤農政策に基礎を置くものであったといえる。

ところで、村持山が官林に編入されても、官林が名実ともに国有林として管理、経営されるようになるまでは、地元の入会利用は旧慣どおり継続されていた。民有になって税金をとられるより、官林の形態で利用の継続を望む場合すらあったのである。旧慣利用と所有権をめぐる対立が表面化するのには、官有地化された村持山が特定の豪農や商人などに売払われ、地元利用

が閉め出されいく場合においてである。明治一〇年代に入ると林野をめぐる農民の騒擾が各地で頻発する。その原因には官林編入を直接の契機とするものもあったが、多くは入会慣行のあった官林が一部の商人や豪農に売払処分され、利用が閉めだされていく段階で勃発している。

村持山や個人持山のうち、不当に国有林に編入されたものについては明治二三年行政裁判所に提訴する途を開き、疑わしきは再調査のうえ下戻すこととしたが、その実績たるや微々たるもので、行政裁判所開設以来一二年間に僅か八件に過ぎなかった。

三、国有林野の整備

地租改正後の国有林は官林という名称はとっていたが、実際上の管理は地方庁に委ねられていた。土地官民有区分事業が終結に向う明治一〇年代後半から、経営体としての組織づくりが日程にのぼってくる。その先鞭を切ったのが明治九年の官林調査假條令で、一國一小区を原則として全国官林の調査が行なわれた。明治十一年には官林作業課を設置すると同時に全国の官林を六大林区、四八中林区、二一六小林区に区分した。それと同時に、国直轄で伐木事業を行っていた岐阜、長野、秋田、青森県下の官林を県管理から国管理に移行させた。木曾ヒノキ、秋田スギ、青森ヒバで知られる美林地帯である。しかし、この大・中・林区管制は官林作業の縮小によって二年後には廃止されており、本格的

な管理組織が定着するのは明治十九年以降のことである。同年に二一大林区署、一二七小林区署、六七派出所から成る、いわゆる大小林区署制が成立した。

明治十九年という年は、国有林が官林という国家財産所有から国有官営に向けて経営体制を固めていく転換期に当たっている。この年には始めて西欧式施業案を導入し、計画的林業経営へ移行する積極的姿勢を打ちだしている。また、この頃から地方庁委託の官林を国直轄に引揚げる一方、地方庁に対する官林保護費（委託費）を縮小し、直轄事業を拡大している。

この頃になると、経営上の観点から官林の再点検を行うという考え方が台頭してくる。治山治水など保全上必要な森林を除いて、不要なものでは処分し残すべきものを重点的に管理するというもので、まさしく経営的発想といえる。明治二三年以降開始される山林原野調査事業はこの方針に立つもので、官林の実況および境界調査に基づいて直轄経営に値するか否かの判定を行っている。この調査の結果、存置を要する林野として七三五万ha強、存置を必要としない林野が七四万ha強と査定された。不要存置林野の売払い見込額は土地、立木込みで二、三〇二万円と見積られた。その後明治三二年、画期的な特別経営事業に踏み出すのであるが、その特別経営計画の資金として計上されたのは、この売払い見込額であったのである。

ともあれ、この調査事業が終了した時点で、全森林面積に占める官林の割合は五三%に達し

ていた。

以上みてきたような基調の変化は、明治国家の行財政機構が次第に確立に向いつつあったという背景に根ざしている。国家財政収入（經常収入）に占める地租の割合は、地租改正時の明治六年には八五%にも達していたが、商工税収入等の増加によって一〇年代後半には六割を割り、二三年には五割の水準にまで低下している。官林を売払い、売払い収入とその後地租収入に期待するという必要性は次第に後退しつつあったのである。

官林を積極的な林業生産の対象として確立していく流れは、この期の林政を担った官僚層によって具体的な政策日程に乗せられていく。品川、松野、中村、武井ら明治期林政を担った指導者は、ひとしく西欧林業遊学から強い影響を受けている。西欧、なかんづく当時のプロシア国有林の国家財政に果たす役割を見出し、その管理組織、経営仕組みを日本に導入しようとした。いわば、国有林を軸とした林業立国主義の流れである。この芽生えは、日本の産業資本が確立期を迎える明治三〇年代になって森林法、国有林野法、国有林特別経営事業等として一斉に花開くことになる。

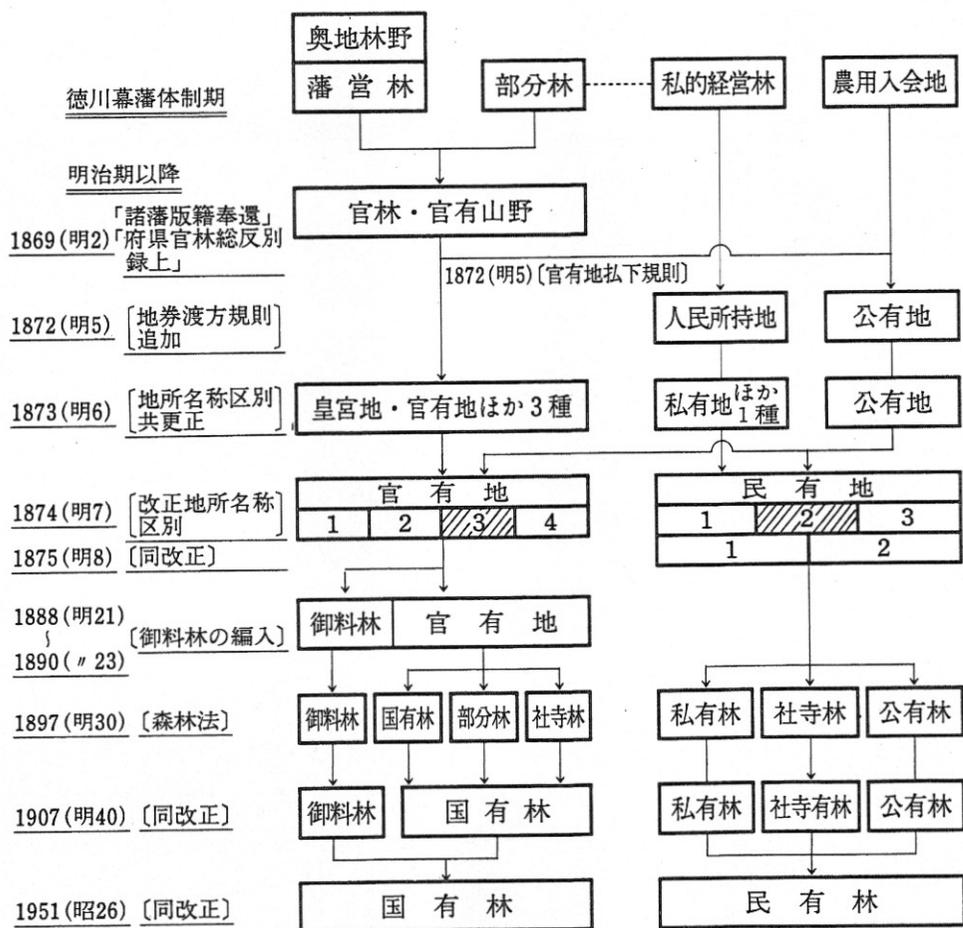
官林の国直轄化は、こうした流れのなかで加速化されていくが、官有林野のすべてが山林局の直轄に移るのは、明治三〇年の訓令で府県管理分が大林区署に引渡される同年一二月末まで待たなければならなかった。

このように、明治二〇年代までの官林経営は

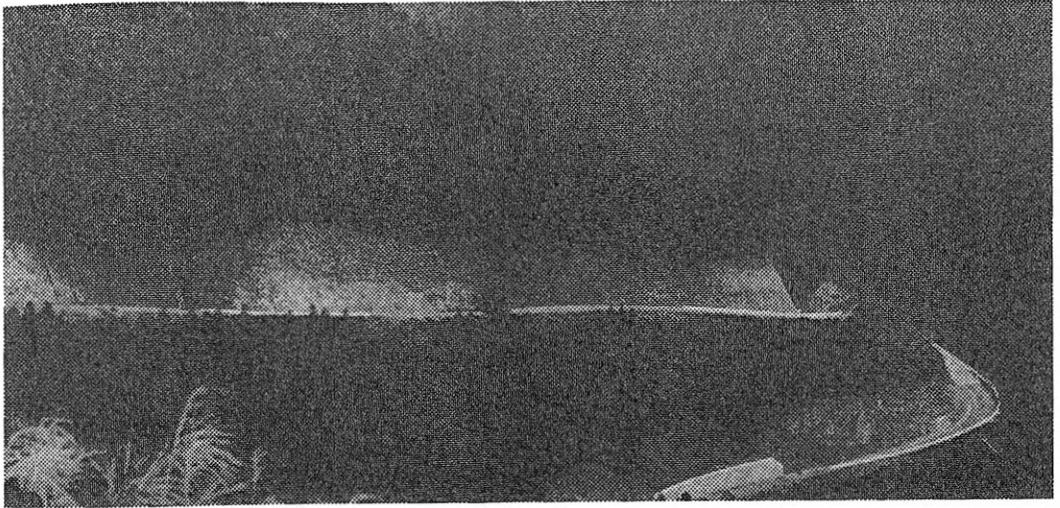
その主力を地籍・境界の画定と管理機構の確立に注いでいる。事業としては明治九年、木曾・秋田・青森など直轄化した官林の伐採に着手したのを手始めに、十一年には事業期間を二ヶ年

とする生産計画が組まれた。天然の良材に恵まれた青森・秋田・長野・岐阜を主体に官行伐採事業に着手するが、成績不良のゆえを以て廃止されている。また「新樹ヲ殖スル」目的で実施

表 I 林野所有の法制史的展開区分



資料：鷲尾良司「林業発展の地域性に関する研究」12頁による。



都民にも親しまれる高尾山国有林

された造林事業も明治二〇年代前半までは年に二〇〇〜五〇〇haで、規模としてはまことに微々たるものであった。

ここで皇室財産としての御料林についてふれておこう。皇室財産設定の必要性は、憲法論議が高揚する明治一二、三年頃から問題にされていたが、具体化するのには明治二二年以降のことで、優良官林を対象として大規模な御料林設定が進められた。当初、全官林の三分の一をすぐって設定する構想であったが、最終的には二三年までに世伝御料地一〇一万haを含む三六〇万haが設定された。木曾谷を中心に富士川・相模川流域の美林を両翼とし、関東・東北の散在山林、拓植地北海道の未開林野をカバーした。帝室林野局が設置され管理経営に当たってきたが、戦後の昭和二二年、林政統一に際し一部を残して整理され、再び国有林に編入されるという過程をたどった。

こうした国有林が形成されてくる過程を整理したのが表一である。

四、国有林の確立

明治三〇年代に入って、日本の国有林は体制確立に向けて急速な展開を示す。明治三〇年森林法制定のあとを受け、三二年には国有林設置の根拠法である国有林野法が制定される。また、明治初期の官民有区分事業で不当に官林に編入された林野について、国有土地森林原野下戻法によって下戻す途を講じた。さらに、国有林が

経営体としての姿勢を本格的に明示する特別経営事業という歴史的な事業に着手するのも、同じく明治三二年のことである。

国有林経営のその後の根拠となった国有林野法であるが、制定の経緯からいえば明治三〇年の森林法と深い関りを持っている。国有林の管理経営に関する法制上の取扱いは、当初森林法の中に含ませる方針をとっていた。森林法が審議される過程で同法から分離されることになったが、それでも森林法の性格は「官林ノ取締規則ニ過ギザルモノ」といわれたほど、森林警察の條項など国有林の取締り管理の内容を色濃くとどめていた。ともあれ、国有林野法は国有林の境界査定や売払い、譲渡、交換、貸付けや、産物売払いの規定のほか委託林、部分林の制度を設けている。

委託林は市町村またはその一部に林野の保護を委託し、それと引き換えに林野の産物を払下げるといふもので、国有林野事業を推進するうえで労働力の編成と、入会慣行を村落共同体から市町村制による自治体に切換える、という意図にたつものであった。入会慣行集団を国有林から切離し、古い慣行に基づく副産物譲与も縮小する方針を明確にした。委託林は義務が重いわりに得るところが少く、この制度が導入されたのは大正五年度末までに宮城、長野の二県を数えるにすぎなかった。委託林はかくの如く不人気であった。本格的経営に出發するための地元対策として、類似の国有林保護組合の組織化が明治三〇年代以降、東北地方を中心に進め

られていった。この組織は前者に比し、より労働力徴達のパイプという性格が強かった。

部分林制度は旧藩時代から東北、九州に広くみられ、明治十一年の部分木仕付条例で踏襲されていたが、国有林野法で法的に確認された。

しかし、同法による位置づけは対象地を「直接管林ノ必要ナキ場所」に、また対象者を個人から地方自治体に、という形に狭めつつ制度的に閉め出す方向を打出していくのである。

ところで明治二〇年代までの国有林経営は「大福一ツ買ウ丈ケノモノシカ一町歩カララヌ」状況であり、収入の中味は林野売払いによって占められておいて実質的に赤字であった。しかし、経営の理念のようなものは明治二〇年代に入ると徐々に煮詰ってくる。明治二三年の假施業案の指定、二四年の施業案編成心得がその旋回軸といえよう。編成心得では「森林ヲ保護シ之ヲ永遠ニ保統セン為メ……常ニ完全ノ林相ヲ維持シ、カメテ将来最多ノ材積ヲ産出セシムルコト」としている。

国有林野法が制定され、特別経営事業に踏み出す頃になると、経営理念はさらに明確になる。特別経営事業の開始に際して出された国有林の経営方針は、次の二点においてきわめて明確である。

第一、国有林ノ経営ハ永遠保統ノ利用ヲ目的トシ、其ノ方案ハ確實ナル施業案ニ依ルヘシ

第二、国有林主産物ノ利用ハ各地及國ノ需要ニ適応セル材種ヲ産出セシムルコトヲ力

ムベシ、特ニ造船用材其ノ他大建用材ノ如キ特種ノ材種若ハ巨材ヲ要シテ、其産出民業ニ適セサルモノハ国有林ニテ繁殖シ、常ニ國ノ需用ニ欠乏ナカラシムルコトヲ期スヘシ

この経営方針は、基本的には戦後の国有林経営にまで引継がれてきた。注目されることは、資源を保持するという原則と、民業に適さない長大材の生産を受持つという立場であろう。国有林は中小径木を主体とした一般建築材を、国有林は産業用長大基幹材を、という日本林業における二部分担主義を基調としていたのである。こうした基調は、戦後の高度経済成長の波のなかで、急速に崩れていくことになる。

このように、明治三〇年代の後半から経営体制は急速に軌道に乗っていくが、村持ちの旧入会林野を母体に国有林が成立したという経緯から、本格的に経営に踏み出す段階で地元利用との対立関係が尖鋭化してくる。各地で盗伐や無断開墾があいつぎ、明治二三年検事の事務を林務官も取扱える途を設けたり、本格的には明治三〇年森林法で森林警察、罪則の規定を設けて取締りを強化する措置をとった。しかし取締りが強化されればされるほど、林野から閉めだされた山村農民の惨状が社会問題としてクローズ・アップされるようになる。

官民有区分の是正については、さきにふれたように明治二三年下戻しの措置を講じている。しかしその実績たるやまことに微々たるものであり、その後も帝国議会、地方議会では、官民

下付についての請願があい次いでいる。本格的な事業経営に踏みだすに当って、官民有区分の是正という土地問題への対処が迫られたわけ、その措置として登場したのが明治三二年の国有土地森林原野下戻法であった。

この下戻法では、下戻しの要件として公簿または公書によって所有や分収の事実を証するもの、高受または正租を納めたという証拠になるもの、払下げ・売買・譲与・書入・質入れ・寄附等による所有または分収の事実を証するもの、私費をもって木竹を植付けたり田畑・宅地に開墾したという事実を証するもの、などが要求された。民有への返還を期待する農山村サイドは、生活権としての広汎な入会慣行の尊重を期待したのであるが、同法では下戻申請権の実体を構成しないという強硬な方針がとられた。従って、見直し措置として期待された同法ではあったが、部落申請に係るものは多くは証拠薄弱の理由で受理されなかった。大正五年末までの実績をみると申請件数は二〇、六七五件、面積にして二〇七万四千haにのぼったが、このうち許可されたものは僅かに一、三三五件、面積にして三〇万四千haに過ぎなかったのである。

(つづく)

切り抜き森林・林政ジャーナル

2~5月

2月

■高知 パラコート系除草剤慢性的な毒性確認(6日)

誤飲などによる中毒死が全国で多発しているパラコート系の除草剤は、微量でも長期間摂取すると肺や血管、脳細胞に変性や障害を起すことが分かった。環境庁国立公害研究所(茨城県筑波研究学園都市)、佐久総合病院日本農村医学研究所(長野県・白田町)、松本歯科大(同・塩尻市)の共同研究グループがラットによる動物実験で突き止めたもので、パラコートの生体に対する慢性的な毒性が初めて確かめられた。グループは「パラコートを長期間使用すると人体に影響が出る可能性もある」と警告。

■中日 木の文化讃歌 デ博へ林野庁 100年ヒノキや木造10棟(9日)

名古屋市制百周年記念「世界デザイン博」へ協賛参加する林野庁名古屋営林支局は八日、「木と緑の讃歌」をテーマ展示する。

■高知 アマゾン乱開発を問う 先住民が代表者会議(22日)

ブラジル・アマゾン川流域地方の自然破壊と闘う先住民(インディオ)の代表者会議が二十日から二十

五日までの予定で同国北部のパラ州アルタミラ市で始まった。アマゾン地方では「開発は国策」と主張するブラジル歴代政府と、自然環境保護を訴える先住民との間で対立が続いているが、今会議はアマゾン地方乱開発反対の立場。政府の開発政策に乗り、アマゾン地方から木材を輸入している日本もやり玉に挙げられることになりそうだ。

■朝日 スーパー木材 林野庁が開発へ(9日)

林野庁は一九八九年度から、燃えない、腐らない、狂わないという特徴を備えたスーパー木材の開発研究を進める「スーパーウッド・プロジェクト」と樹皮など未利用林産資源から抽出した成分から医薬品を作る研究をする「グリーンスピリット・プロジェクト」の二つの事業に乗り出す。

新聞・この四カ月

出展する場所は、同支局需要開発センターの「暮らしの木材展示館」「木の住まい白鳥展示場」を中心とした約一畝。この区域を「ウッドランド」と名づけ、日本の伝統的な「木の文化」のすばらしさを紹介する。

■朝日 造木で緑のインテリア ビルでブーム販売、倍々ゲーム(10日)

ホテルや事務所ビルの新改築に合わせて、人工的な緑の空間をつくる「造木」インテリアがブームになってきた。内需主導型の好景気を反映して、ビルの建設ラッシュが続く京阪神地区では、先発の最大手フラワーサービズ企業の日比谷花壇(本社東京)が大阪支社の人員を増やしているほか、地元

のビル建設関係施工業者や家具製造業者の間に新規参入の動きも。

■高知 アマゾン乱開発を問う 先住民が代表者会議(22日)

ブラジル・アマゾン川流域地方の自然破壊と闘う先住民(インディオ)の代表者会議が二十日から二十

五日までの予定で同国北部のパラ州アルタミラ市で始まった。アマゾン地方では「開発は国策」と主張するブラジル歴代政府と、自然環境保護を訴える先住民との間で対立が続いているが、今会議はアマゾン地方乱開発反対の立場。政府の開発政策に乗り、アマゾン地方から木材を輸入している日本もやり玉に挙げられることになりそうだ。

■朝日 スーパー木材 林野庁が開発へ(9日)

林野庁は一九八九年度から、燃えない、腐らない、狂わないという特徴を備えたスーパー木材の開発研究を進める「スーパーウッド・プロジェクト」と樹皮など未利用林産資源から抽出した成分から医薬品を作る研究をする「グリーンスピリット・プロジェクト」の二つの事業に乗り出す。

3月

■朝日 スーパー木材 林野庁が開発へ(9日)

林野庁は一九八九年度から、燃えない、腐らない、狂わないという特徴を備えたスーパー木材の開発研究を進める「スーパーウッド・プロジェクト」と樹皮など未利用林産資源から抽出した成分から医薬品を作る研究をする「グリーンスピリット・プロジェクト」の二つの事業に乗り出す。

■高知 小野田さんの自然塾法人 福島の有林に開設へ(12日)

「現代っ子をもっとたくましく」と子供たちを集め、自然塾を各地で開いてきた元帰還日本兵の小野

の良さなどの基本的な性質は残しながら、燃える(火災に弱い)、腐る、狂う(水分などを吸って膨張する)という欠点を改善したスーパー木材を作り出そうというもの。(中略)

グリーンスピリット・プロジェクトは、ヒノキや杉の油が家ダニの繁殖を抑制し、人間の眠りを深くする作用があることなどに着目し、香料や医薬品への実用的な利用を拡大するもの。

■朝日 森林の復元を求める一千万人署名 熊本市内の街頭でも(13日)

大石武一・元環境庁長官や作家の野間宏さんらが呼び掛け人になって、全国で進められている「日本の森林の復元を求める一千万人署名」が十二日、熊本市であり、全林野労組員約二十人が、市中心部の花畑公園と下通商店街で通行人に署名を呼び掛けた。

この署名は山村の過疎化、高齢化により林業労働者が不足し、森林が荒廃しつつある現状(や)財政再建で人員整理が進められている国有林事業の再建を強く訴えた。

▽森林利用と自然保護プロジェクト△ (1)

3年でまとめ、毎年一テーマごとに中間報告

5月20日

大日本山林学会会議室

参加者(敬称略) 大内、杉本、岩崎、大井、岡、

北島、遠山、福島、森田、萩野

△議事の状況▽

1、プロジェクト委員の確認

座長 大内 力

幹事 杉本 一

大井道夫

金田 平

岩崎輝雄

岡 和夫

遠山三樹夫

田中 茂

福島康記

森田稲子

北島佳房

萩野敏雄

2、今後のすすめかた

① 討論のすすめかた

(1) 月一回でいどの勉強会を開き問題を煮詰める

(2) 提言は三年でまとめることにして、毎年

② テーマ

テーマごとに中間報告をだす。

一年目 林業と自然保護

国土景観や都市緑地の問題も視野にいれ、

今までの日本の林業のやり方を再検討し、

どの点が自然破壊であったか、どうすれば

いいかを討論(例示)。

(1) 拡大造林以降植栽がスギ・ヒノキに偏り

単層化

(2) 大面積伐採

(3) 国有林の天然林施業と自然保護

二年目 森林レクリエーションと自然保護

(含むリゾート)

三年目 里山と山村(農業との関係、労働力の定着)

③ 次回

講師 福島康記プロジェクト委員

テーマ 国有林の自然保護について

日時 6月17日午前10時(大日本山林学会

会議室)

△今後の進めかたの討論▽ (要旨)

☆林野庁は「自然保護検討委」の報告を出し、

具体化している。しかし、自然保護は結論が

尽きない。勉強すること自体目的で取り組む。

☆報告は、国有林の保存すべき所を決めただけ。

天然林施業がどうすすむかは取り残されている。

☆「林業」でなく「森林利用」という広い視野

の下での検討だ。

☆白神調査に行ったが「予定調和論で施業してきたが、現下の状況下では材木(ブナ)を供給して欲しいとの地元製材業者の要望に十分

答えられなくて困るので、「経済林」「保全林」と区別して伐採させて欲しい」という。

今後の方向を見定めるためにも、林学の理念

の変遷と時代的合理性の有無をも問いたい。

☆ドイツは森林美学的発想で伐採箇所と保全箇所と別けて施業がされている。学際的な発想

で論議することが国民にアピールする。

☆自然保護について一定の見解を出すのだろうか。

☆初めから「自然保護は」というのではなく、

最後には共通項がでるのでは。リゾートでも

地方の発想は貧困。なんでもゴルフ場だ。地方

団体の財政・経済まで踏み込むべきだ。

☆森林美学の講座は北海道大学にあったのみで、

その研究は昭和6年に国立公園法が出来ること
衰退していた。

☆ドイツでは風倒木など直ちに切らせている。
医学的に好い環境を整え、人間の健康に悪い
ものは除くという考え。全く手を加えないと
いうところもあります。

☆いろんな立場の自然保護がある。それを出す
のが大切。

☆リゾート法には反対だ。勝手なやり方では自
然も守れないし、健康維持にもマイナス。

☆都市近郊林をどうするかも問題。三浦半島の
森林は荒れ放題。林業をやらないものが森を
買い集めている。身近な森林をどう活用する
かだ。

☆「林業と自然保護」の検討は時間もかかるし、
問題の緊急性からも「レクと自然保護」を先
行しては——という意見もあった。

☆とっかかり易いのは、蓄積のある「林業と自
然保護」だろう。

☆自由時間が増え、余暇をまとめて取れる動き
がある。休養性・滞在性がレクに求められよ
うが、タイミングからいってレクを先行した
い。

☆レクを含め、森林に対する需要構造が変化して
いることは無視できない。ただし、スタート
としてはこれまでの需要構造に供給面がどう
対応してきたかを見ることも大切。

☆ドイツの農業保護の最大の主張は、景観保全
だ。山村地帯に所得保証をしている。その政
策を世論調査でも支持をしている。日本人に

は「景観」という観念がない。

☆国有林が大正4年に保護林制度を設けたのは
先覚的だったが、森林資源・木材資源の観念
でとらえてきている。森林資源は、土地・水
・動物なども含む有機体である。

☆UNEPの会議等では、日本は自国の資源を
温存して輸入している——との批判がでてい
るが、この問題の討議には地球規模の環境問
題も含めて変化する世界的枠組みも必要。

☆イギリス・ドイツ・スイス・オーストリアな
どでは、私有林を歩かせるが、道の周囲はな
んキロかは広葉樹を植え伐採を規制している。
しかし、その裏の山では生産のための森があ
って伐採はする。

☆私権の制限と補償の併用といったような望ま
しい森林利用を担保しうる社会システムの整
備の問題ですね。

☆木を切れば見えないことはない。切ったこと
は分かるが、その後は回復もする。

☆知床問題から2年間「林業への不満」をマス
コミに載った記事で調べた。「知床は国立公
園でありそこまで手をつけるのか」が国民の
疑問。それに対し林業側からの回答は「切る
ことが森を活性化する。地域施設計画作成の
段階で地域のコンセンサスを得た」というも
ので、両者は擦れ違ったままで。国民の気持
ちに沿った技術サイドの答えがないと、スレ
違い論争になる。経済林まで手をつけるなど
は言っていない。

☆切ったあと再生できるものもあるが、再生で

きないものもある(ラワン類・屋久杉など)。
大面積のブナもそれに近いではないか。

☆ブナは手をかければ再生できる。
☆国民はその点をうさん臭く見ている。
☆知床は、林野庁の建前と本音が違っていた。
哲学が必要と思う。

☆知床は国民の側も林野庁の方も間違っている。
この問題の所在を洗いざらいだして議論する
ことが大切。

☆アメリカは国立公園の土地は政府が持つてお
り、公園の行政が出来るが、日本は国立公園
の土地は国有林・公有林・私有林があり、国
有林は林野庁と環境庁が協議して施業を決め
ている。あの土地は第三種特別地域で、林業
は自由にできる区域だ。林野庁の今回の伐採
は五割で、第一種特別地域の一〇%より控え、
世論の気を使ったものだった。

☆国民は、手付かずの森林を守れ——という。
アメリカと違い日本の森林は多目的利用だ。
妥協していくものもあろう。林野庁の対応の
まずさ、国民の理解の不十分さ、など双方で
議論することが必要だ。

☆林業と自然保護、環境庁と林野庁の対立に
もなるが行政に立ち入った提言をするのか。
林業も幅広く、自然保護も性急でない合理的
自然保護であって欲しい。

会員の消息

野添憲治氏、内山節氏

NNKテレ
ビの「ETV

8」にインタビューとして出演。5月15

17日の「聞き書き昭和・野添憲治が聞く農山村の60年」では野添さんが秋田・群馬・長野県の農村の人にインタビュー。5月22〜24日の「対談・働くことは生きること」では内山さんが自治体首長・実業家・学者と対談しました。22日の対談相手は会員の上野村黒澤文夫村長でした。

大野盛雄氏
恒例のイラン農村の定
点調査に7月26日出発、

帰国は9月9日予定。

小瀧武夫氏

病気療養中のところ4
月30日死去されました。

一九三〇（昭五）年京都大学林学科卒、
農林省入省。林野庁・経済安定本部林産
課長・北海道林務部長など歴任。国策バ
ルブ林材部長。その後は評論活動で高い
見識を示されていました。国民森林会議
結成以来の会員で、「国有林問題の提言」
のヒヤリングの講師などでも御活躍いた
だいた。

高村象平氏

5月11日急性心不全の
ため死去されました。一

九二九（昭四）年慶応大学経済学部卒。
三九年同大学教授、六〇年から五年間同
大学塾長。七七年から三期六年間、中央
教育審議会会長。国民森林会議には結成
時からの会員で、御自身の慶応大学の
創設などの経験から「教育と森林」につ
いて積極的に提言。「国民と森林」誌上
でも再三登場され、持論を展開されてい
ました。

会員の出した本

《森林社会学》宣言

会員の内山節

さんの学術・文化人が共著した本が出版さ
れました（雄斐閣 ¥1648）。

副題に「森と社会の共生を求めて」と
あるように、「自然的・社会的存在とし
ての森林を、ときには社会的視点から、
ときに地域社会の視点から、ときに自然
史的視点から、ときに森林と人間の関係
史的視点からとらえ」る「新しい八森林
の思想」をつくらうという試みを二三
編の個性ある論文でまとめたもの。

第一部は「新しい森林の思想を求めて」

では、森林と人間社会の間の関係が考察
され、第二部の「森林と山村の社会学」
では森林と地域社会の変化を統一的にと
らえようとします。第三部「森林と環境
の社会学」では、人間社会にとって森林
は何かが問われ、第四部「森林の社会・
文化史」では日本の文化史・社会史と
森林の関係が論じられています。
現在の森林・林業の問題を根源的に探
るには格好の書といえます。

会員の執筆者は次の通り（敬称略）。

半田良一、北尾邦伸、竹内静子、内山節、
（第一部）、桐村剛、松沢譲（第二部）、
木原啓吉、本間義人（第三部）、市川健夫、
田中茂（第四部）。

山と木と日本人

会員の市川健夫さ
んが「森に生きる木

曾人の暮らし」という副題のついたNH
Kブックス・カラー版を出版されました
（日本放送出版協会。¥900）。

木曾は国有林の母体といってもいいで
しょう。国有林にはいくつかの顔があり
ますが、木曾はその典型の一つです。こ

の本は、山とかかわった木曾の生活の今昔を余すことなく伝えていきます。

全体は五章から構成され、「木曾式伐木運材図絵の世界」は、江戸時代の伐木・運材の姿をたどり、「木曾の森林と林政」では、江戸から現代にかけて木曾の山をめぐる林政に触れます。祈りと混然となった仕事、自然の力を取込んだ作業が、美しい絵とともに紹介されます。

「木曾の林業のいまむかし」は、林業だけでなく狩猟や森林産物の利用を探り、「木曾材でつくられる民具」「森と木曾人の生活」では、今日まで伝えられた食糧や民具の数々とその伝承の困難さが語られます。

筆者の30年余の木曾谷調査を踏まえ、「木曾谷の美林が単なる自然の所産でなく、人間の手が十分入った森林であること。また伝統的な林野利用やそれにかかわる農牧業などが、生態的にいかに理にかなったものであるか」(はしがき)を実証した著書となっています。

ナナカマドの街から

会員の三浦綾子さんの新しい

文庫本ができました(角川文庫・¥340)。

北海道新聞から一九八五年に単行本で出版されたものを、文庫におさめたものです。

愛を語り、人生を説き、政治の在り方に思いをはせる、筆者のエッセイ46編が

納められています。と言っても、大所高所から話を展開するのではなく、身辺の出来事や取材のエピソードを紹介しながら、「人間の生き方」をキリストの教えのなかに見出だそうとするエッセイで、心洗われる読後感が残ります。

深い夫婦愛に打たれ、人間の偉大さを感じる多くの作品に混じり、「良心に従って」や「記憶にありません」などロッキード事件のことを書いた作品を、いまリクルート事件の渦中で読むと、「歴史は繰返す」という言葉が思われてなりません。

自然・労働・協同社会の理論

会員の内山

節さんが「新しい関係論をめざして」と副題のある本を出されました(農文協人間選書・¥1300)。

東北の産直運動にかかわっている農民たちの研究会で、2日間にわたって話した内容をまとめたもの。

第1講「私たちにあって自然とは何か」第2講「私たちにあって近代社会とは何か」、第3講「私たちにあって共同性とは何か」の3部構成。

本書全体を通して内山さんは、「人間と人間の交通」と人間と人間の交通」という人類の生存に欠くことの出来ない労働が、貨幣経済のもとで本来の姿を失っている」という視点から、「その再生

のために、過去の「人間の暮らし方や精神を、新しい視点から、読み直す」とことを提起しています。

この「読み直し」の対象は「労働」であり「社会」なのです。私たちが近代化の名の下に何を失ったかを明らかにし、今後の方向を示唆しているといえます。

わたしたちの森 国有林を考える 林・森

林業問題に関心を持ち、健筆をふるっているジャーナリストが参加して作られた林政ジャーナリストの会が、結成一〇年を記念して、ここ二三年の勉強の成果をまとめて発行したもの(清文社・¥1350円)。

幹事の杉本一さんや大内力さんのほかジャーナリストや林野庁幹部・全林野労組委員長も参加し、幅広い視点から意見を展開しています。

ほぼ共通するのは「借金が財政を圧迫し、このままでは再建も困難」という点でしょう。大蔵省と林野庁の交渉姿勢(田中重五元長官)、林野庁の交渉姿勢(高木文雄元国鉄総裁)などの秘話もあります。多くの人が「国有林の重要性」を説き、「国民のニーズを受け止めて努力すれば再建は可能」と指摘する冒頭の座談会「これでいいのか国有林」は一読に値します。

会員紹介

多様な会員を、自己紹介する欄です。生いたち、著作、モットー、好きな本、メッセージなどお寄せ下さい。(五〇音順、一部未着の方は到着しだい掲載します)

近藤正巳



72歳。鎌倉市に生る。東大農学部林学科卒、帝室林野局木曾支局本局計画課を経て南方転出、終戦後、長野農専を経て、宇都宮大学で二二年より五五年まで林業経営学(特に統計、計測)を教える。著書・林業技術のための推計学入門(養賢堂、昭34)、林業の統計学(共著)(地球社、昭54)他。好きな本・宇宙論、西洋史。趣味は座ってやることが全く駄目で、歩くことと硬式テニス(五年より)葉山インドア九年近くうまくはならない。落ちこぼれないよう努力。何時まで続くやら。

斉藤たきち

山林の荒廃と、山村における挙家離村の進行が過ぎ、今や田園地帯が侵蝕されている。田園のなかに原野が年ごと出現しているのだ。減反という名の棄農政治のなかにくらしを持つ私は、農の現実に山林が辿った遠景をみつめる。いのちある森林の存在を忘れて、石油文明に魅せられている民族と国の未来に心が痛んでならない。森林のもつ生命に、人間の鼓動を重ね合わせることが、いま核廃絶と向きあうことと同じ重さを実感しているこのごろである。一九三五年生れ。米、果樹などの複合農家。編著に『農民教育の創造』ほか。農民の文学運動誌「地下水」同人。

佐伯富男



富山県立山町芦崎寺(あしくらじ)に生る。北海道大学農学部林学科卒業、同助手を経て日本学術会議南極観測隊員、同第一次越冬隊員、北海道大学パタゴニア科学調査隊員、チリ―国南端水間植物、文部省体育局登山研修所専門職、エレベスト・スキー探検隊偵察隊員と本隊員、玉山(新高山)登山隊長、通産省インドネシア地下資源調査団副団長、カナダ・アラスカ少年少女探検学校副校長、名古屋大学北極水圏調査隊員、筑波大学体育科学系講師(野外活動)新潟大学熱帯環境調査隊員、地球工学研究所カナダ北極圏調査隊員、冬山ライチョウ調査隊長(富山県・環境庁)など務める。現在は富山雷鳥研究会会長。著書・あるガイドの手記、山と雪に生きる、エレベスト村長日記。

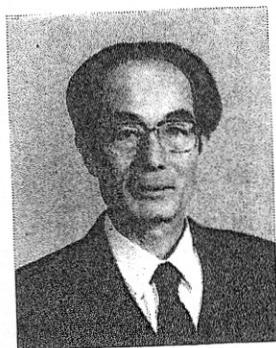
酒井利勝



一九一九年東京生れ。三七年東京府立第一商業学校卒。櫛カクマル入社。八四年定年退職。現在、日本米材原木協同組合連合会専務理事、アフリカ林業協常務取締役。好きな本・井上靖の諸著作。愛読書、万葉集。

木材業界に入ってから、ひとすじに原木（丸太）の世界を歩いて来ました。内外材を問わず森林が伐採されてゆく姿にはいつも胸の痛む思いがありました。森林恢復の為にたとえ些かでもお役に立ちたいと願っています。

坂本慶一



青森県生れ。京都大学農学部農林経済学科卒業。京大人文科学研究所助手、農学部助教授、龍谷大学経営学部教授、京都大学農学部教授（農学原論）を経て、本年四月から大阪産業大学経済学部教授、京大名誉教授。

主著は「日本農業の再生」「日本農業の転換」「近代フランスの農業思想」など。最近の編著として「人間にとって農業とは」（学陽書房）。
宮沢賢治ファン。山村を教育の場として活用するための理論と運動の必要を感じます。

佐野稔



一九二四年札幌市に生れる。東北大文学部経済学科卒。北海道大学法文学部助手、和歌山大学経済学部助手をへて、現在教授。社会政策・労働問題専攻。

山林とは無縁であったが、木の国和歌山で、「白ろう病」の深刻さに触発されて、その問題の解決をめざし山林労働問題に関心をもちようになる。拙著「現代日本の労働運動」（一九八五年、日本評論社）、「日本労働組合論」（一九八八年、日本評論社）のそれぞれ第二部において、「全林野論」ならびに「林業労働運動」について論じた。

篠原武夫



①出生地 一九四一年沖繩県石垣島生まれ。

②学歴 一九六六年琉球大学農家政工学部林学科卒業、一九七一年九州大学大学院農学研究科博士課程修了。農学博士。

③職歴 琉球大学講師、助教授を経て一九八八年教授。

④主な著作 「東南アジア・オセアニアの林業」（一九八一年、地球社）、「亜熱帯地域の沖縄林業の歩み」（一九八四年、琉球林業協会。この著作は一九八八年度沖縄研究奨励賞受賞作品）等があり論文は多数。

⑤研究 現在、東南アジア、オセアニア、南西アジアおよび日本の島嶼の林業生産構造等の研究をしている。

会の動き

▽第7回総会△3月25日

出席17人(外に購読会員一人)委任状71人で、
学士会館分館で開催。

報告・議事 『国民と森林』No.28に掲載した原
案通り承認・決定。

会員の拡大 会員のご推薦で会員の拡大に取り
組むことになりました。入会をすすめたい方
のお名前、経歴、住所など事務局にお知らせ
ください。

「公開講座・日本の川を考える」『国民と森林』
No.28に発表した案が変更(広告参照)

本年度役員名簿

顧問 東山魁夷(日本画家)

会長 隅谷三喜男(東京大学名誉教授、前東
京女子大学長)

幹事 内山 節(哲学者)

大内 力(東京大学名誉教授、大東文
化大学教授)

大野盛雄(東京大学名誉教授、大東文
化大学教授)

北村 暢(元林政審議会委員)

杉本 一(森とむらの会専務理事)

田中 茂(組合林業株式会社社長)

半田良一(京都大学名誉教授)

事務局長 萩野敏雄(大日本山林会常務理事)

監事 土田武史(国士館大学助教授)

本間義人(毎日新聞編集委員)

評議員 市川健夫(東京学芸大学教授)

榎戸 勇(新・日米木材原木協連合
会副会長)

黒沢丈夫(群馬県上野村村長)

近藤正巳(宇都宮大学名誉教授)

小島麗逸(大東文化大学教授)

柴田敏隆(日本自然保護協会理事、
著述業)

遠山三樹夫(横浜国立大学教授)

友永剛太郎(東海大学教授)

松沢 譲(林政ジャーナリスト)

湯川 豊(別冊文芸春秋編集長)

▽第34回幹事会△5月20日

場所 大日本山林会会議室

参加者(敬称略) 隅谷、大内、大野、内山、
北村、半田、萩野。

1、報告事項

① 国民森林会議後援・森林フォーラムの企画
報告

② ハケ岳自然と森の学校(教育森林)の発足

4月17日、森林内での自然教育について柴田
・松沢講師を派遣学習会。5月22日、設立総会
(白樺湖ホテル、隅谷会長出席)

③ 『森林利用と自然保護』プロジェクトの発
足(別稿)

④ 『日本の川を考える』公開講座のスタート

⑤ 緑の復元を求める請願署名(790万人分
を4月27日請願)

⑥ 会員の加入・退会
△新規加入会員▽

伊沢誠吾

大熊 孝(新潟大学工学部教授)

北山雅昭(早稲田大学教育学部講師)

桐村 剛(東京大学助手)

志賀和人(全森連指導監査部調査役)

新谷忠昭(元清水町収入役)

高木保夫(長野県庁諏訪地方事務所税務課)

多賀清雄(信濃毎日新聞東京支社長)

竹内静子(毎日新聞記者)

森田稲子(第一プランニングセンター代表
取締役)

△退会会員▽

小滝武夫(死去のため)

高村象平(死去のため)

2、協議事項

① 定点調査のすすめかた

(1) 上野村 近く、プロジェクト(大野・内
山・松沢・志賀)の会合を開き、今後の進め
かたを協議。(6月5日の会合の結果、戦
前からの村の各分野の歴史との対比、村外
にでた村民の意識の聞き取りなど委員が分
担して行い、報告をまとめることになった)

(2) 海山町 9月24日(現地で中間報告をか
ねたシンポジウムを開催)

② 評議員会(上記のシンポジウムの前日9
月23日午後海山町で開催)

③ 35回幹事会(12月9日)

④ 『国民と森林』No.29・30の企画

森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなござりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとつて重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同にご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

1989年夏季号

第29号

■発行 1989年7月1日

■発行責任者 隅谷三喜男

■発行所 国民森林会議

東京都港区赤坂1-9-13

TEL 03(583) 2357

振替口座 東京2-70096

■定価 1,000円(行共)

(年額 3,000円)